

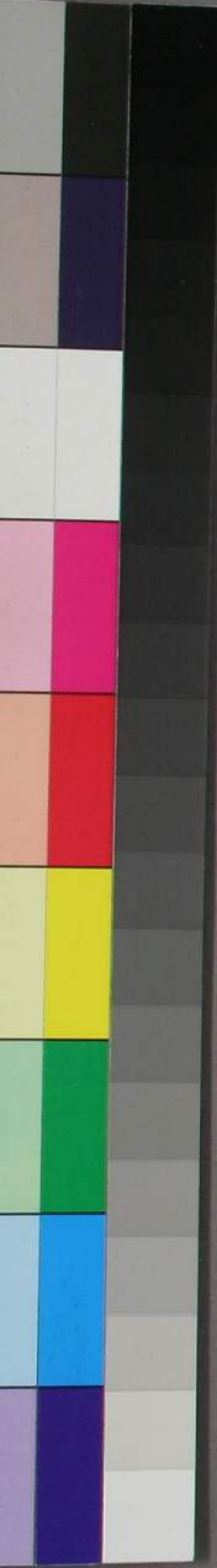
訂正  
標註  
神皇正統記

今泉定介  
島山健  
訂正標註

上卷

史  
六  
一

リ 5  
1390  
1





門の伊  
號 1.590  
卷 /

今泉定介  
畠山 健  
訂正標註

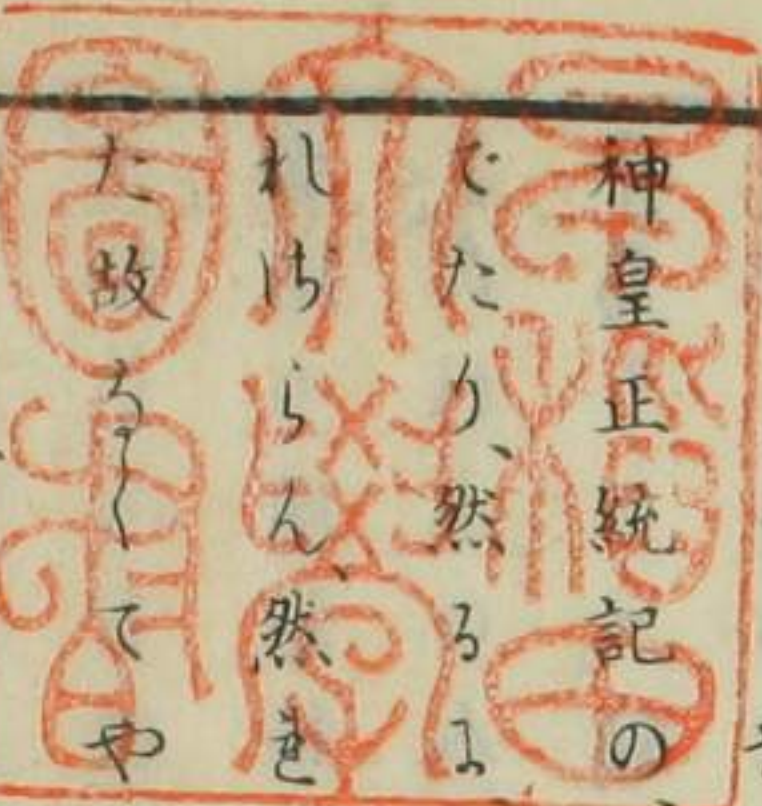
訂正  
標註  
神皇正統記

教育書  
專賣所  
東京 普及舎

明治二十六年十一月五日

年内贈成兵寄贈

刊行の趣意



神皇正統記の標註或ハ訂正せらまゝの近頃、  
たり然るは、今ま本書を刊行せば、雨後の春草の毀、恐らくハ免  
れららん然も、草の生ずるも、種子あまばちり、本書の刊行を  
大故、  
むよる、國文を普通學科の一として教ふるハ、國文學とするにあら  
び、單に實用を目的とするものちり、細言すまハ、平常人々の使用す  
る文章を明に解し、又わが思ふ事をはなう、文章に綴るを得まハ  
足まりとするものちり、この目的を達せんハ、まづ、正確にして應  
用に使なる文法を授くるを、最良の手段なり、然も、文法ハ、  
もと規則の列擧し、ものなれば、よ、充分に語記し、りとも、  
實際に施さんハ、容易の事にあらず、ま、初より一卷の文法を限  
ち、覺え盡くらんハ、少年子弟に取りて、難しとも、難きわざるを

訂正申上三卷已 刊行の趣意 一

教育書專賣所 普及舎



や、國文の讀本を授くる必要なく、に生ずるなり、こゝに、但諺に所謂「習ふより慣れよ」といふは、基々たるなり、讀本を用ふる目的既にこの如く、故に、其の書は、語格文法の正しく、用語普通に、て、意味まこと極めて平易なるを良しとす、は、耳遠き古言難句の連なりたるハ、もとより、其の教科書とすべきにあらず、こゝに熟すまば、古文家とちりて、實用に疎く、熟せられたる、古今雜糅の文を作りて、拙劣見ると堪へず、其の結果一も取る所なく、徒に時を費やすのこゝろべし、こゝに獨、余等の私言にあらず、殆、教育社會の定論にして、まこと争ふべからざる理なり、然るを、今や、ことと中古の雅文をとりいで、普通の國語科に教授するものなきは、あらず、さるハ、いふも、そや、たよそ、おれらの人々の所説なりといふを聞くは、用語普通に、意味あつ平易なるハ、讀めばやがて解せらるるをりて、教科書とハ、ちすに足らばといふにあり、何ぞ其の見る所の卑き、讀めばやがて解せらるる

ハ、即、讀本の讀本たる所以にあらずや、かゝる解し易きものを熟讀せしめて、不知不識のうち、に、難澁なる語格文法を會得せしむるハ、即、讀本を授くる精神にあらずや、いふづら、千年以前の古文を教へても、今日に應用せしめんとする、妄といふ人の外なきなり、余等密に疑ふ、かく説くもの、或ハ普通學科中に教ふる國文をりて、國文學と同一視するハ、あらず、さるを、生徒も、普通の國文の上、自在に筆を舞ひ、まこと充分に他人の文事を解く事を得たらん後ハ、多少國文學の趣味を覺えしめんと、誠に當然の理なるべしといへども、初より文學上の高尚なるものを教へんハ、謬まりといふべし、教育に従事するもの、かゝる事、心づつであるべしや、余等ハ、信ず、普通科に用ふる國文の讀本ハ、第一、語格文法の正確なるものたるべし、第二、用語の普通なるものたるべし、第三、意味の平易なるものたるべし、これを教授する



に當りてハ、語格文法上、今人の常に誤り易きふくを指摘し、明快な思想を寫す事を教へるハ、古今雜糅の文體も、おのづから、其の跡を絶ち、普通文の改良も、求めずして得らるべきなり

余等、右の意見をもち、曩に、普通國文を編纂して世に公せしハ、幸に、多數の賛同を得て、今ハ、各地公私學校の教科書となり、發賣の部數、實に萬餘にのぼり、普通の國文に對して、余等と意見を同トするものハ、世に尠くはるを見るべし、然れども、同書ハ、上下僅に二冊、其の目的を達せんハ、ハとより、充分なるものにあらず、折もあらハ、後篇を編纂して、こまを補ふんといハ、かねて思ふ所なきと、塵事の繁忙なるハ、其の意を果すこと能はざり、つひに、本書を刊行して、暫、おまふ代ふる事とハ、ちきり、本書ハ、全篇通して、雅ならず、俗ならず、專、達意を旨とせるものなり、バ、普通科に用ふる國文の讀本ハ、頗、適當なるケ、如し、然れども、うける類の書ハ、第一、文法上

の修練を要するものなるを、ま、其の誤謬、勘しとせず、うつ、時のごときハ、大うと、漢文訓讀の句調より、今日の言語は、あま、是まことと、一の瑕瑾といふべきなり、從來おこなたるものハ、更なり、近頃刊行の二三の書も、たゞ、異本を校正し、ま、標註を加へたるまでにて、おま、注意せるものなり、余等ハ、專、この点に心して、こまを正し、ま、文義の解し、ごときには、ま、標註をも加へたり、は、ま、余等ハ、本書をもち、普通科に教ふる國文の讀本として、充分に價値ありと信するものなり

本書を教科書とせば、生徒をして、正格なる普通文に上達せしむるのこま、は、ま、左の數項の利益をも享けしむる事を得べし  
第一、本書を讀まんものハ、神器授受の大典、皇位繼紹の尊嚴なるを知り、國體の如何を明らかにする事を得べし、これ、邦人の必しも知らざるべからざる事なり

訂正 申 皇 正 統 記 刊行の趣意 三

教育書專賣所 音及舎



第二、本書を讀まんりのハ、太古より南北朝までの歴史に、不<sub>レ</sub>通ずる事を得べし、たとひ、今の所謂歴史ハあらざとも

第三、本書ハ、著者ガ、南朝の振えざるを憤り、勤王の士を鼓舞せんが為に著したるものなれば、讀めば、おのづから、盡忠報國の心を生じ、治<sub>レ</sub>居て亂を忘れざるを得べし

第四、本書ハ、もと達意的の文章なきごとく、叙事遊説等の文體の、ずぐれ<sub>レ</sub>る所に至りてハ、多少、文學上の趣味を知る事を得べし

第五、著者ハ文武の兩相よ<sub>レ</sub>て、或點につきてハ、實に、空前絶後の偉人なり、本書を讀まんりの、自然、其の風采を慕ひて、大<sub>ニ</sub>反省する事あるべし

以上、五項の利益ハ、能く、前陳の理由と相合りて、この書の刊行を促すといふ<sub>レ</sub>ぬ、記して卷首に附<sub>レ</sub>し、今日、言<sub>レ</sub>るべき事ハ、是<sub>レ</sub>なり

明治二十四年十一月 訂正者 識

凡例

一、本書ハ、塙氏の群書類聚本をもと<sub>レ</sub>し、井上頼因翁校本および、花山院本、白山本、青蓮院本、其の他、二三の古寫本をも合<sub>レ</sub>せて校訂したり、井上翁校本ハ、伊勢神宮八神主所藏の古寫本に據りて校正せらるる本よ<sub>レ</sub>りて、其の原本、今ハ、宮内省の御物とされり、花山院本ハ、花山院家の原本により、慶安元年模寫せるよ<sub>レ</sub>り、賀茂清雄の奥書あり、白山本ハ、享祿四年、加賀國白山西神主、上道朝臣氏末ガ寫せる本よ<sub>レ</sub>りて、今、不<sub>レ</sub>該社に存せり、是ハ、片假字交<sub>レ</sub>りて、宣命書風にかきたり、青蓮院本ハ、應永四年の奥書あり、もと、京師青蓮院の所藏ありしを、其の本書も、ちやく失せて、今、秘閣あるハ、その寫本ありといふ、諸本、頗<sub>レ</sub>異同あり、ちきど、本書ハ、もとより、考證本とするよ<sub>レ</sub>あらば、專<sub>レ</sub>初學の徒の讀本に供するを目的とし、たきバ、た<sub>レ</sub>、寔、純正とお<sub>レ</sub>ゆるりのを採りて、其の他ハ、省略せり

訂正 皇正統記 凡例

教育書專賣所



文字、まゝハ、言辭の足らざる處ハ、○を志るして之を補ひ、贅字と覺ゆる處にハ、□を志るし、自他および時の違へるハ、原字を圍<sub>レ</sub>て□<sup>何々</sup>と志るせり、まゝ、時の用法を正したるガ、うめに、おのづから、語勢の變化を生じ、まゝ、文章の切ま<sub>レ</sub>るを續け、つゞさ<sub>レ</sub>るを切り<sub>レ</sub>る類もおち<sub>レ</sub>、この外、詞の活用、まゝ、係結の違へ、假字の違へるハ、印を附せずして直<sub>レ</sub>正せり、まゝ、同<sub>レ</sub>くあるべき文の、前後異なるを、正<sub>レ</sub>きに從ひて一定<sub>レ</sub>する、文章のま<sub>レ</sub>ききやすき處、漢字を、まゝ、假字に改めたるも、おち<sub>レ</sub>、まゝ、待<sub>レ</sub>るの語ハ、もと敬語ふして、對話體の文章に限るのなれば、今ハ、こ<sub>レ</sub>を刪<sub>レ</sub>り、たゞ、この語を刪<sub>レ</sub>りて文章をち<sub>レ</sub>る處ハ、あり<sub>レ</sub>などの適當なる語を充て<sub>レ</sub>り、これま<sub>レ</sub>と志る<sub>レ</sub>を用ひず、送假字を一定したるも、おち<sub>レ</sub>

一、本書、諸本卷數異同あり、或ハ上下の二卷と<sub>レ</sub>、或ハ甲乙丙丁の四

卷と<sub>レ</sub>、まゝ、六卷とせ<sub>レ</sub>るもあり、今ハ、便宜上、塙本に從ひて、これを三卷にわ<sub>レ</sub>ち<sub>レ</sub>り

一、標註、略系ハ、つとめてお<sub>レ</sub>き、明瞭ならん事を期<sub>レ</sub>たり、は<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>ど、余等の淺學寡聞、な<sub>レ</sub>漏れ<sub>レ</sub>るも多からん、そ<sub>レ</sub>ハ、ま<sub>レ</sub>と、他日をま<sub>レ</sub>ちて補正すべ<sub>レ</sub>

明治二十四年十一月

訂正者再識



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

准后親房卿略傳

卿本姓ハ源家の名を北畠まこと中院と稱せり、具平親王の後裔に  
 て、大納言師重の子あり、後伏見帝の御時、彈正大弼の職を奉りたり  
 しが、花園帝の位に即らせ給ふや、やがて從四位下に叙せられ、右近  
 衛中將左少辨を経て、參議に任せらるぬ、元應元年、後醍醐帝御即位  
 の年、中納言とあり、正二位に叙せられたり、五年の後まこと大納言と  
 なり、元弘三年、つひに、從一位准大臣とありぬ、准大臣ハるる今の  
 大臣待遇の如し、かくて過ぐる事十七年、薨ずるうけきだつ事五年、  
 後村上帝勅し給ひて、親房を三宮と准し、輦車にて宮城に入るを許  
 らせ給ひき、三宮ハ、太皇太后、皇太后、皇后宮をいふ親王もあらず、  
 攝家にもあらず、ついで、三宮と准せられたるまふとふ、特例といふべ  
 し、たゞ、平清盛帝の外祖の故をもて、この待遇を蒙ることあるの  
 と、はれば、後世の史家も、其の例ちるるざるに驚き々ん、親房もなる、清

訂正 神皇正統記 准后親房卿略傳 六

教育書專賣所



盛の例に外ならずと評せるもありき、その長慶帝の御母を、卿の女ちりとはいふよきるるべけきと、臆測の一説たるるすぎぬ、今左に卿が終身の事業を擧げて、其の勳爵に適るる否をを示さんと云

はてあゝに、一の極めて遺憾なる事こそあき、その諸書に、卿の生年月を載せざる事これなり、薨去の年月ハ、明らかならず知られたまは、生年月をどに釋ぬる事を得ば、其齡もまこと考ふべく、その齡と事業とを対照して、充分の興味も覺ゆべきを、まことに口惜しき限といふべし、たゞ、卿の還曆の壽を迎へる疑ふべくもあらず、公卿補任を按ずるに、卿の五朝に歴事たり、ハ、確るる事實なり、其の薨せしハ、後村上帝の正平九年なり、この五朝とハ、後伏見、後二條、花園、後醍醐、後村上の五帝を申するに、後伏見帝の御位不即りせ給ひしハ、紀元一千九百五十八年にして、後村上帝の正平九年ハ、

紀元二千十四年、その間五十八年、然るに、後伏見帝の御在位ハ、あづろよ三年なれば、その第三年より算へても、卿の身を公に奉ぜしハ、五十五年なり、こきふ、卿の總角の年月を加ふるときは、還曆の年ハ、更なり、なる輦車して宮城に入る事の許は、まことをはげめし、その他、博識家の説どもを合せ考ふるに、稀古の年をも、其の餘をも超えられたりとぞ覺ゆる

はても、卿の事業をおりふに、もとより、其の才藝と勇氣との美德に依きりとはいへ、能く、これらの美德の發揮すべき機會も、おまを發揮せしめたるもの、なからずてや、その後醍醐帝の天位に登らせ給ひしハ、御年既に三十、御性質も英敏、學問の道も宏くおもしろき、されど、當時、北條氏の暴戾、益熾にして、萬民塗炭の苦を受け、皇室の御ことさへ、なる、北條氏の掌中にありて、大覺寺持明院の兩統、おの、その儲位を争ひ給ひて、天つ日もくもりがち



ちら世はまろりなきバ、帝の御父、後宇多法皇、院中におろしなむら、  
 政を聴き給ひき、この法皇ハ、後三條帝以後の賢君ふまゝして、よ  
 く、古今の大勢に熟し給ひ、ちべての學問も明らうと、内典をさへ  
 究め給ひき、これをもて、夙に、藤原宣房、源定房等を任用して、普く、徳  
 政を布き給ひぬ、かくて、五年を経て、政を帝にうへ給ひし、帝も  
 まゝ、材學深くおそゝまゝして、いづれも、法皇に超えさせ給ひし、  
 へよ、益、政治に大御心を傾けらせ給ひて、専、民心を收攬し、折もあら  
 ば、宿世の御敵ちら、北條氏を斃さんと力め給ひ、まゝとそゝ、謀らん  
 りのもぐなと覺し給ひき、はるふ、卿ハこの時、中納言ちりし、帝ハ、  
 早くもその非凡ちらを見いで給ひて、すなまぢ、大納言に任し、宣房、  
 定房等と共に、政事に參與せしめ給ひき、むろし、大江匡房、藤原為房、  
 伊房等と博識をもて名を齊くし、世に三房と稱へられしが、今まゝと、  
 親房等を呼びて、後の三房といへり、實に、この任用こそ、卿終身の伎

倆を顯すべき端緒とハちりし、  
 天下ハ、既に危急存亡の秋ちり、至尊の大御心を惱ませ給ふ事限ち  
 く、苟、身を公に奉ずる者、誰らハ、一身の儉安を望むべき、まゝして、君の  
 親任ハ、世の常はあらば、居る所の地位、まゝと身うらぬをや、必しも、満  
 腔の思慮を行らして、聖意は對へ奉り、全身の勇氣を奮ひて、事の衝  
 に當るべきちり、卿の家ハ、もと文官の系なり、故に、其の初、帝に事へ  
 奉れるも、重し朝儀典章あり、大納言とちらに及びて、漸、樞機の顧  
 問に應じ、大政を翼賛し奉り、嘉曆三年、皇太子邦良親王薨じ給ひ  
 ぬ、こゝ北條氏の立つる所に、持明院の派ちり、あゝ、幕府もま  
 た、同し派の皇子、量仁親王を立てし、と、帝ハ、御まづららの皇子、尊  
 良親王もしくハ、世良親王を擇みて立てんとし給ひき、この故に、尊  
 良親王を定房に、世良親王を卿と命じて、教養聊も怠らせ給はばり  
 なきバ、親房も、帝の御意を御意として、行末ハ、万乘の至尊と、定房に



劣らば、日夜ウーづきまわらせぬ、然るも、幾程もちく、元徳二年に至り世良親王病きて薨ト給ひしうバ、卿の痛悼やらんうとちく、無二の忠臣も、一時ハ變トて厭世家とちり、剃髪して宗玄と號しき、この後三年、卿ハ如何ふして旦夕を送りしう、今知る事能はずといへざり、思ふも、身ハ、佛に歸依せるものうら、心ハちか、世の治亂に留めしちるべし、この時ふ當り、帝ハ、益、幕府討滅の御志を堅くし給ひ、或ハ、僧徒の心を收めて、之を利用し、或ハ、諸國よ勤王の士を募りて、切に、征伐防衛の策を圖り給ひき、はまども、御運いまど、拙くして、頓ハ、御志を果たさせ給ひ、暫、笠置山よ逃れて、事の成敗を見給ひき、幕府ハ、こきを憤りて、かしくも、兵を遣わして、行在を犯し奉りしうバ、帝ハ、誠に、いふし忍びざる艱苦を凌がせ給ひ、辛うトて、之を逃はんし給ひしを、賊兵まど、途よ要へまわらせて、強ひて、神器を新帝に傳へ、六波羅に幸し給はんこと、成促し奉りぬ、これ、帝を幽閉し

し奉らんの策ちりき、帝、詮術なく、請ふまきせ給ひしうとちり、眞の神器ハ授け給はざりき、はるを、幕府ハ、更よこきに心づりて、皇太子を立て、新帝と申し、帝を隱岐島に流し奉りき、然れども、天豈永く逆臣を助くべき、家貧しうして、節婦顯き、國亂れて忠臣起るといへり、楠公を始め、新田、足利の諸將、一たび、正義の旗を翻して、天下こまき靡き、北條氏の一族、まどつひよ滅びしう、これぞ、いもゆる積惡の餘殃よして、天命免まき、まき所にハあり、余等、百世ののちよ生きてすら、おれを聞けば、快し、卿の心もた如何をうりちり、帝の隱岐より還幸ましますや、直にいで、仕へ奉る事、前日の如くちりき、こまきよ、卿の親任ハ、ますし、重く、他の二房ハ、たど、大政を佐け奉りしのみまきしう、卿ハ、おねて、軍事もあづらる事とハるりぬ、元弘三年、帝、新政を施し、諸親王を遣わして、諸國を鎮撫せしめ給ひし、卿の子、顯家、陸奥守とちり、義良親王を奉りて、奥州を統轄



ちりき、顯家其の時僅に十六歳、卿父の故をもて、往きておれを輔  
 けたりこいへども、實に其の全權を握りたすり、いま當時の有  
 様を視るに、兵亂こそ治まりき、百事いまだ、其の緒に就らず、至尊  
 を、宿志を果たし給ひて、や、心易くむざむざ、將率に不平  
 を抱ゆるもの多く、まゝて、尊氏に依へ、謀反の證跡あるをや、常に、國  
 家の盛衰に注意し、天顔咫尺に奉るもの、いさで、身を僻陬に  
 留むべき時ちらん、はれば、卿も、年餘を経て、すもち京師に還り、延  
 元元年、尊氏の大舉して西上するまゝ、駕に従ひて叡山に趣きぬ、子  
 顯家を陸奥より召して、行在をまもらしめ、義貞、正成等と謀を合を  
 せて、屢敵を破りしり、尊氏、遂に支ふること能はず、志ばし、九州に  
 走るし、いさき、に、車駕京師に還り、諸將ハ、尊氏を追撃せし  
 が、不どち、尊氏、大兵を率わて、ふ、び東犯せり、人多くして天に  
 勝つといか、る時、やあらん、この度ハ、官軍とち、奮ち、正成

ハ戦死し、義貞も敗きて、帝まゝ、叡山に幸し給ふべき事とハちりぬ、  
 次ぎて、尊氏の譎りて歸順するに及び、帝ハまゝ、京師に歸らせ給ひ  
 たれど、諸公卿、諸將等、尊氏と伍するを忌み、多くハ、四方に逃げ去り  
 き、この時、卿、皇子尊澄法親王を奉りて、伊勢に赴き、後圖に怠ちり  
 た、のち尊氏、帝に強ひ奉りて、御位を光明帝に譲らしめ奉らん、  
 々々を、卿、使を遣らし、みづらの計畫を奏上して、まづ、吉野に行幸  
 を仰ぎ、自ら馳せ行き、定房、清忠等と政務を贊翊し奉りぬ、帝、まゝ  
 め、京師を逃きたまふや、偽器を尊氏に授けて、暫、その心を慰め給ひ  
 しかば、尊氏、後伏見帝の皇子、豐仁親王を立て奉りて、光明帝と稱し、  
 皇居を京師に定めき、世よりて、吉野を南朝といひ、京師を北朝とい  
 ひき、然れども、天に兩日あるべき理なく、國に二王の存すべき理な  
 し、今、其の正潤をいさ、南朝ハ、もとより正よりて、北朝ハ、潤ちり、は  
 き、親房等ハ、益、志を堅くして、南朝を保護し、一日も早く、京師を恢



復せんことを冀ひたりしなり、延元三年、顯家も、もろろく、安部野の露と消えなてしうハ、弟顯信、つぎて陸奥守に、任せられぬ、卿まこと、こまが輔となり、義良親王を奉りて、いで行きぬ、身ハ萬苦を嘗め、愛子ハ、既に屍を山野に曝せり、國難をあつめて、一身に荷へる、誠忠たぐふべきものなり、然まども、時の至らぬハ、せんすべなきや、は、けのら、ず、海上よて颶風に遇ひ、親王と顯信とハ、伊勢に還り、卿ハ、常陸の東條浦に漂ひぬ、はれど、卿ハ、聊屈する色もなく、急に、阿波崎、神宮寺の二城に據まりしを、幾程もちく、この城ハ、敵に攻め落とされしりハ、直ちよ、小田城に奔りて、近國の諸城と連合して、大に、東北諸州の兵を集めぬ、小田城ハ、小田治久の守る處ちりき、折しも、帝、行宮よて崩御まし、くまきハ、義良親王いで、御位を繼ぎ給ひし、ど、なほ、幼冲に渡らせたまひしをもて、卿、遙に奏し請ひて、任に堪ふべき人を撰り、一切の機務を司らしめたり、明年夏、陸良親王を小田城に

迎へまわしせて、おまを奉せしが、冬にけりて、敵軍の來りて攻めくまきハ、初の不どハ、少しもひるまず拒きけれど、城主の治久は、敵軍に内應せし程よ、遂に保つことを得ず、退きて、關城に入らぬ、時よ、近隣の諸城、皆陥り、北國の南軍、まこと悉く破きて、わづかに支ふるハ、唯、この一城のみ、さきよ、卿の小田城にあるや、屢、使を結城、親朝よ遣して、援を求めしうど、親朝とりくよ、因循して應せ、關城に入りてより、更に、懇篤ちり書をたくりて、いとく、南軍の振をばるを歎き、大義の忽にすべしうど、ざるを説きなどして、百方これを諭し、うど、終よ、叛きて、敵にハ降りぬ、親朝ハ、南朝の忠臣と聞えし宗廣の子なり、忠臣の子よして、叛逆人となり、時の執察すべく、卿の心中思ひやるべし、不どなく、城も落ちなれば、卿、潜行して、辛うして、吉野よ還まり、この時、正平四年なり、翌年、足利直義、上書して罪を謝し、歸順せんことを請ひぬ、は、まきど、直義の奸譎と狡智とハ、兄の尊氏も勝り、南帝、



及、其の諸臣等の辛苦も、ひとへよ、其の二兎も因まることなきは、朝議頓下ハ決せざりしを、卿まづ權を許すべしとて、やがて定まりにき、のち直義、約に負きくまば、帝、卿に命じ、書をもてこれを詰り給ひし、直義まこと書を上りて、こまに應へ奉り、國政を武家に委ねたまもんことを請ひぬ、或ハ、これを容まんといふもありし、ど、卿、堅く拒みて、終に、其議えらば、正平五年の事なり、同七年、帝、男山に幸し給ひし時、卿、子顯能と軍をすべて、まづ京師に入り、政權を收めて、南北暫統一たりき、これよりけき、尊氏南朝に降りて、直義追討の勅を請ひ、子義詮を京師に留めて、自ハ鎌倉に趣きしが、卿の京師にある、尊氏、直義を殺してまこと背き、義詮も京師にありて、父を學びしを、卿も防ぎあへば、やむことを得ずして、男山に還りき、八年六月、南軍、再京師に入り、北朝の官爵を削りて、政權を收むる事、二月、まこと、尊氏、又襲をきて、攝津に退きぬ、この頃ハ、卿も、既よ老いたま

はことに、記すべき事も、ちりしにや、史籍にみえず、宜なり、まこと、卿が賀名生の露と消えに、前年なればなり、嗚呼、准后親房ハ、實に、志を齎して、この世を去りし人のひとりよ、こそ、以上ハ、卿の、直接に、王事、勤勞し、たる形跡を陳べたるものなり、卿の大納言となりてより、薨ずるまいたるまで、前後殆三十年、義を磐石のたもきよ置き、命を鴻毛の輕きに比して、聊も省みず、或時よハ、衣冠を正しくして、御前に伺候し、或時よハ、堅甲利兵を挈へて、野に暴露せるなど、終始一日も渝はる事なかりき、昔より、忠臣義士多しといへども、卿の如く、よく、文武を兼ね、天步艱難の時、當り、支離滅裂の境に居て、飽までも、至尊を奉戴せしハ、誠に稀なり、准三宮の特例も、とより、難すべきいなまき、と驚くべき理なり、何とて、卿を清盛の例に加へんとハ、する、余等ハ、其の意解し、うききなり、まこと、卿の遁世につきて、とかくいふものあり、然まこと、おれ恐らく



ハ卿を知らぬもの、言するべし、いま論者のいふを聞くは第一、卿の世を遁れハ、哀の餘とハいへ、時の勢をも察せば、女性が行為の似たり、第二、この身、一旦佛に歸依するがら、事成り、苦去るに臨みて、まこと世にいでざる、いりてか、人の功を偷む、識るらんといふにあり、余等ハ、おれを辨せんこと、甚容易なりと信するなり、思ふハ、卿の世良親王を教養し奉る、常は至情至誠をもちて務め、ついで親王、忽焉として薨去し給ひ、その至情至誠、一時に外は激發して、つひに、わきを忘きて剃髮する、いとまざるべし、はれば、おま決して、深く咎むべきハ、あらず、この時、も一殉死など志すらん、ハ、論者のいふ所、或ハ理なきも、あらざり、まこと、そのまどめ世を遁きし時にハ、哀の餘に吾をばへ忘きし程、ちれば、時勢の如何ちどハ、もとより心も、とめざり、ちるべし、ききど、日數歴て、其の哀の漸く薄らぎたる上ハ、まこと、もとのわきよるへり、遁世の是非

曲直も、自覺られし事、疑るるべし、然るに、當時ハ、如何なる禍神のあらびしせちり、至尊ハ、申すも畏き御有様にて、大宮所すら、何處と定めはせ給はば、或時ハ、松の下露に、玉衣を濕らせ給ひ、或時は、浦の汐風に、龍體を曝させ給ひ、時ちり、まきハ、一公卿の身をりて如何ともせん術なく、志む、その時を待ちしにこそ、卿の賢る、いつまで、わきよかへらばるべき、こきを如何で、時勢を察せずといふべき、まこと、人の功を偷むが如き嫌ありといふも、同く非なり、譬へば、あつり一家あり、夫婦あり、夫ハ、外にいで、一家維持の策を講じ、婦ハ、内にありて、財政處理の任を司り、非常の故あるにあらねば、一人よてこきを兼ねざらんが如し、公につくへ奉るものまこと然る、天下無事の時、こきを治むるハ、文官の任なり、一旦事あまば身を挺して、おれを鎮むる、武官の務なり、卿の世を遁きし間ハ、もとより、文官の世にあらず、まこと、天下ハ、亂ま、つりといへど、猛

訂正 神皇正統記 准后親房卿畧傳 十三

教育書專賣所 普及舎







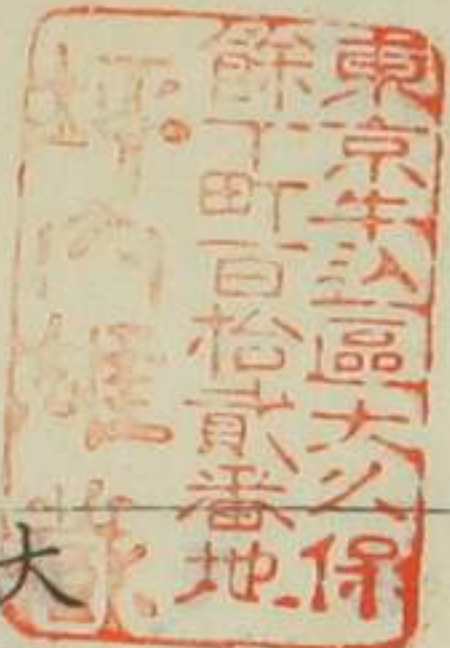
て感奮激勵したるの幾何ぞや、宜ちり、志士文人の嘖々としてこの書を稱賛する事よ、この不ろ、卿の著書數部あり、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり、職原抄ハ、後村上帝御即位の時、一ハ政務の參考に供へ、一ハ身を公に奉ずるりの、爲に、官職の本原、及、由來等を陳べたるものちり、今も世に行たる、其の博學、まこと見るべきちり

卿の性質品行、及、一個人としてのみるべきハ、更に史に記はず、數百年後の今日、いふでろ知る事を得べき、然れども、右の形跡を見た、文武の良臣たり、ハいふも更ちり、思ふに、卿の心を、たゞ、純良潔白にして、忠の一物もて成り、百事こまよりいで來に、くんとおぼゆ、夫の忠ハ、決して支那のろあらじ、まこと、歐米諸州のにあらじ、わが邦人特有のものちり、其の意義を解せんとせば、再三、本書を繙くべし、必、悟る所あらん、それ、即、日本人のいをゆる、忠ちり、人も、能く、これを明

らめて、心中にをさめ、機に臨み、時よ應じて、用ひたらんろハ、至難なる、人間の行路も、いふて易く、國家を維持せんこと、まこと、難かるべきろハ、嗚呼、卿ハ、一世の指南車とちり、のみるろハ、萬代の指南車とちり、三尺の童子も卿の名を知らばるろ、或ハ神に祠り、或ハ畫像を掲げて、こまを崇拜する、まことに故ありといふべし



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]



訂正神皇正統記上卷

北畠親房卿著

今泉定介 畠山健

訂正標註

豊葦原云々  
日本紀一書云天神謂  
伊弉諾尊伊弉册尊曰  
有豊葦原千五百秋瑞  
穂之地宜汝往修之地  
賜天瓊戈  
陽神陰神ハ伊弉諾尊  
伊弉册尊をいふ此に  
ハ國常立尊よりこの  
二神に授け給ふと記  
さきたれど實ハ天御  
中主神高皇産灵神神  
皇産靈神の三神を指  
すべきたり

大日本ハ神國なり天祖をゆめて基をひらき日神を  
く統を傳へ給ふ我が國のみ此の事あり異朝ハ其の  
たぐひなり此の故に神國といふなり神代にハ豊葦原  
の千五百秋の瑞穂國といふ天地開闢のまゆめより此  
の名あり天祖國常立尊陽神陰神にさづけ給ひ勅に  
聞はたり天照太神天孫尊にゆつりまよし志にも此  
の名あり根本の跡なりこゝ知りぬべし又大八洲國  
といふ是ハ陽神陰神此の國を生み給ひハ八の島を  
りによりて名づけられにたり又ハ耶麻土と云

訂正神皇正統記上卷

敬育書專讀所 普及舎



大八洲  
漢路、豊秋津、伊豫二名、筑紫、壹岐、津島、隱岐、佐渡なり

耶麻土、和、日本紀云、問本國之号、何獨取大和國為國号、耶說云、磐余、彦天皇定天下至大和國、王業始成、仍以成王業之地為國号、譬猶周成王於成周定王業、仍國号周云々

是ハ、大八洲の中津國の名なり、第八に阿たるよび、天御  
虚空豊秋津根別といふ神を生じ給ひき、是を大日本豊  
秋津洲と名づけ、今ハ、四十八ヶ國にわたり、中州た  
一上に、神武天皇東征より、代々の皇都なり、依りて、其の  
名をとめて、餘の七州をも、すべて耶麻土と云ふなるべ  
し、唐にも周の國より出でたりしかを、天下を周といひ、  
漢の地よておこりたまは、海内を漢と名づけしがこと  
し、耶麻土といへること、山迹といふるり、むかひ、天地  
わかれて、泥のうるをひいまで乾くす、山をのミ往來し  
て、其の跡おなりけきを、山迹といふ、或ハ、古語に居  
住を止と云ひ、山に居住せしによりて、山止なりともい  
へり、大日本とも、大和とも書くことハ、此の國に漢字傳

大日靈とハ、天照太御  
神の御一名なり

天の磐船とハ、空中を  
昇降せし舟なりとぞ

たりて後、國の名をかくに、字を大日本と定めて、志の  
も耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の志ろしめす國な  
きを、其の義をもとれるり、と、日の出づる所にちうけ  
れば、然いへるり、義をかえきと、字のまゝに日乃もと  
ハ讀まず、耶麻土と訓せ、我々國の漢字を訓ずると、た  
なくかくのごとし、おのづから日のもととちいへるを、  
文字によきるなり、國乃名とせるに阿らば、又、いにしへ  
より大日本とも、もハ、大の字を加へば、日本とも書け  
り、州の名を、大日本豊秋津といふ、  
懿德、孝靈、孝元等の御謚、いま大日本の字あり、垂仁天皇  
の御女、大日本姫といふ、是皆大の字あり、天神饒速日尊  
天の磐船にのり、大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣



漢書に樂浪の海中に倭人あり云々

〔ふ〕神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子、小碓皇子を日本武尊と名付け奉る。是ハ、大を加へざるなり、彼是同トくやまと、讀ませしれど、大日靈乃義をどらば、お不やまと、讀んでも叶ふべき、其の後、漢土より字書を傳へけるとき、倭と書きて、此の國の名に用ひざるを、即領納して、又、この字を耶麻土と訓して、日本のごとくに、大を加へても、又、除きても同ト訓に通用しけり、漢土より、倭と名づけたること、むろ、此の國乃人、初めて、彼の土に至れり、に、汝が國の名をば、いッ云ふこと、ひけるを、我が國と云ひしを聞きて、即、倭と名付けたりと云々、漢書に樂浪の海中に倭人あり云々

前漢書地理志に樂浪海中倭人分百餘國と見え、又後漢書倭凡百餘國云々、其大倭王居耶馬臺國と見え、又東夷傳に、建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬、時、西南の人を當時我國西南の人ハ、私に交通して、彼の爵位などを受けつと見え、天明四年二月廿三日、筑前那賀郡志賀島の農甚兵備といふまの、鑿田の時、得つといふ金印、今博物館にあり、彼の東夷傳と符合して、頗る證とするは、足さず、尚、六の金印の事ハ、福岡の細井金吾氏の漢委奴國王金印考と云

餘國を分てりと云々、（一）も、（二）も、（三）も、（四）も、（五）も、（六）も、（七）も、（八）も、（九）も、（十）も、（十一）も、（十二）も、（十三）も、（十四）も、（十五）も、（十六）も、（十七）も、（十八）も、（十九）も、（二十）も、（二十一）も、（二十二）も、（二十三）も、（二十四）も、（二十五）も、（二十六）も、（二十七）も、（二十八）も、（二十九）も、（三十）も、（三十一）も、（三十二）も、（三十三）も、（三十四）も、（三十五）も、（三十六）も、（三十七）も、（三十八）も、（三十九）も、（四十）も、（四十一）も、（四十二）も、（四十三）も、（四十四）も、（四十五）も、（四十六）も、（四十七）も、（四十八）も、（四十九）も、（五十）も、（五十一）も、（五十二）も、（五十三）も、（五十四）も、（五十五）も、（五十六）も、（五十七）も、（五十八）も、（五十九）も、（六十）も、（六十一）も、（六十二）も、（六十三）も、（六十四）も、（六十五）も、（六十六）も、（六十七）も、（六十八）も、（六十九）も、（七十）も、（七十一）も、（七十二）も、（七十三）も、（七十四）も、（七十五）も、（七十六）も、（七十七）も、（七十八）も、（七十九）も、（八十）も、（八十一）も、（八十二）も、（八十三）も、（八十四）も、（八十五）も、（八十六）も、（八十七）も、（八十八）も、（八十九）も、（九十）も、（九十一）も、（九十二）も、（九十三）も、（九十四）も、（九十五）も、（九十六）も、（九十七）も、（九十八）も、（九十九）も、（百）も、



推古天皇云、十六年九月、隋使裴世清の来りし時より

咸亨元年ハ、天智天皇の九年ニ當り

神武天皇云、神武紀三十一、夏四月、西朝皇興、幸因登、腋上、喉間、丘、而望國、狀曰云、と見え、秋紀ニ蜻蛉好銜、尾而飛、狀成輪曲、故譬之青山、四周始末相合之狀と見え、  
細戈千足國云、日本紀ニ昔伊弉諾尊、自此國曰日本者、浦安

り使ありて、書をたくれり、に倭皇とかく、聖徳太子ミづら筆をとりて、返牒を書き給ひ、にも、東天皇敬白、西皇帝とありき、彼の國よりハ、倭と書きたまひ、返牒にハ、日本とも倭ともものせられ、是より上代よりハ、牒ありとも見えざるなり、唐の咸亨の比、天智の御代に、阿たりとれば、まゐるとにハ、件の比より日本と書きておくらまけるより、又、此の國をハ、秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の醫咭乃ごとく有るゝと宣ひしより、此の名ありきとぞ、されど、神代に、豊秋津根と云ふ名あまを、神武も初めざるにや、此の外も阿まとも名あり、細戈千足國とも、磯輪上秀真國とも、玉垣内國ともいへり、又、扶桑國とも云ふ名も阿る、東海の中

國、細戈千足國、磯輪上秀真國、又大己貴大神目之曰玉牆内國と見え、細戈千足ハ、軍器の備より足れるをいひ、磯輪上秀真ハ、他國より秀出する義、玉垣の内國ハ、猶神國と云ふんが如し、扶桑國淮南子ニ日出于暘谷浴于咸池、拂于扶桑と見えたり  
内典ニハ、佛書をいふ、四大洲、東弗菩提、西瞿耶尼、南瞻部洲、北俱盧洲なり  
一由旬ハ、平田翁の説ニ我ク一里十七町二十間なりといへり  
震旦ハ、則支那なり

扶桑の木阿日、日の出づる所なりと見えたり、日本も東にあれを、よそへていへる、凡、内典の説に、須彌といふ山あり、此の山を廻りて、七の金山あり、其の中間を、香水海なり、金山の外に、四大海あり、其の海中に、四大洲あり、洲ごとに、又二の中洲あり、南洲をハ、瞻部といふ、又浮提と云ふハ、同トこまハ、樹の名なり、南洲の中心に、阿耨達と云ふ山あり、山の頂に池あり、阿耨達、こハ、無量といへるハ、池のかとをらに、此の樹あり、めぐり七由旬、高さ百由旬あり、一由旬ハ、四十里なり、六尺を一歩を以て、由旬此の樹、洲の中心にありて、尤高し、依りて、洲の名を計る、阿耨達山の南ハ、大雪山、北ハ、葱嶺あり、葱嶺の北ハ、胡國、雪山の南ハ、五天竺、東北によりてハ、震旦國、西



北よりあたりてハ波斯國なり、此の瞻部州も、縦横七千由旬、里を以て計ふまは、二十八萬里、東海より、西海にいとるまで九萬里、南海より、北海にいたるまで又九萬里、天竺ハ、正中よりれり、依りて、瞻部の中國といふ地のめぐり又九萬里、震旦ひろくといへども、五天竺にならぶまは、一邊の小國あり、日本も、彼の土をなれて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師ハ、中州なりと志るさまたり、然らば、南州と東州との中より、遮摩羅と云ふ州なるべきにや、華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるハ、今の大倭の金剛山のところとぞ、さまは、此の國も、天竺より、震旦より、東北の大海の中にあリ、別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり、たなと

南都ハ、奈良をいひ、北嶺ハ、比叡山をいふ

劫ハ梵語なり、年月を經過する時期の名なり

世界の中なるまは、天地開闢の初ハ、いづくもりえるべきあらねど、三國の説上の、異あり、天竺の説にハ、世の初よりを劫初と云ふ、劫ハ、成住壞空の四あり、各ハ、劫ハ、四中劫をあわせて一大劫といふ光帝と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨をふらし、増長して天上にいたまひ、又大風ありて、沫を吹き立て、空中より投げお即大梵王の宮殿となす其の水次第に退下して、欲界の諸宮殿に至り、須彌山、四大州、鐵圍山を成すりて、萬億の世界同時に成すり、此の万億の世界を、三千大千世界といふ光帝の天衆、下生して次第に住す是を住劫といふ此の住劫の間は、二十の増減あるべしとぞ、其の初にハ、人の



男女の相見て分つべきを相といふ

須弥高、大略三百三十六万里あり、縦横まると同トとぞ

顔色トトけハ、顔色の憔悴することちり

身光明遠く照して、飛行自在あり（き）、歡喜を以て食と（け）、男女の相を（くさ）、後に、地より甘泉涌き出で、味酥蜜のごと（くさ）、（くさ）、或ハ、地味是をちめて味著を生（ず）、仍りて、神通をう（くさ）、ちひ、光明も消えて、世間大にくらくちりぬ、衆生の報志（くさ）、くらくめけまば、黒風、海を吹きて、日月二輪を漂出（くさ）、須彌の半腹におきて、四天下を照さ（くさ）、（くさ）、これよりちりぬ、て晝夜晦朔春秋あり、地味ふけりより、顔色トトけ（くさ）、衰へき、地味、又うせて林藤と云ふ物あり（き）、或ハ、地皮衆生又食と（ず）、林藤、又うせて自然の稷稻あり（き）、もろく、の美味をそちへたり、朝にかれを夕に熟す、此の稻米を食せしにより、身は殘穢出で来ぬ、此の故に、始めて二道あり、男女の相各別にして、終は、娼欲のわざを（け）、夫婦

刹帝利  
 樓炭途云、時彼衆中有  
 一人最尊、端正威礼、  
 々、衆人便白、當為我典  
 主、作君長、号之曰王、以  
 法取租是故名刹帝利  
 十善、不殺、不盜、不淫、不  
 妄語、不飲酒、不食肉、不  
 貪嗔、不邪見、不毀謗、不  
 欺誑、といふ

とるづけ、舍宅をかまへて、共に住もき、光帝の諸天、後に下生するもの、女人の胎中にいりて、胎生の衆生と（り）、其の後、稷稻生ぜば、衆生愁へ歎きて、たのく境をありち、田種を不どく、植ゑて食と（ず）、他人の田種をさへ奪ひぬまむ者出で来て、たがひにうちあそ（ふ）、これを決する人ちりり、あば、衆ともにかちひて、一人の平等王を立て、名づけて刹帝利と云（り）、（り）、田主とい、其の初の王を、民主王と號しき、十善の正法をたこちひて、國を治め、くバ、人民是を敬愛す、閻浮提の天下、豊樂安穩にて、病患、および大寒熱ある事なし、壽命も、極めて久しく、無量歳ちりき、民主の子孫、相續して、久しく君たり、が、やうやく、正法も衰へより、壽命も減して、八万四千歳



轉輪王とハ各一國に  
主たるものをいふ

居士、主兵  
居士ハをる土の義王  
兵ハ武器をいふ

釈迦佛云く、釈迦ハ今  
を去る事凡二千四百  
五十餘年前、迦毘羅城  
の王宮に生きたり、父  
を淨飯王といひ、母を  
摩耶といひ、幼名を悉  
陀と呼びき、又釈迦ハ  
能仁と譯し、則姓ちり、

にいとる、身の長八丈なり、<sup>⑤</sup>其の間に王ありて、轉輪の  
果報を具足せり、まづ天より金輪寶飛び降りて王の前  
に現在<sup>⑥</sup>王出で給ふことあまば、此の輪轉トて行く、諸  
々の小王こち迎へて拜す、<sup>⑦</sup>而へて違ふものち<sup>⑧</sup>、即、四大  
州に主たり、又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり、此の七  
寶成就するを、金輪王と名づく、次は銀、銅、鐵の轉輪王あ  
り、福力の不同によりて、果報も次第に劣まるるなり、壽量  
も百年に一年を減じ、身のたけもたちち一尺を減じ  
てけり、百二十歳にあたまりしとき、釋迦佛出で給ふ<sup>⑨</sup>、或  
百歳の時とも云ふ、是より十歳にいたらんころかひに、  
さきに、三佛出で給ひき、十歳にいたらんころかひに、  
三災と云ふ事あるべし、人種をとんどつきて、唯一万人  
をあます<sup>⑩</sup>、<sup>⑪</sup>その人善をおこちひて、又壽命も増し、果

佛ハ覺と訳し、群生を  
覺悟せしむる義ちり  
とす  
三災、火、水、風をいふ

報もすくみて、二万歳にいたらんとき、鐵輪王出で、南  
一州を領すべし、四万歳するとき、銅輪王出で、東南二州  
を領す<sup>⑫</sup>、<sup>⑬</sup>六万歳の時、銀輪王出で、東西南三州を領  
し、八万四千歳のとた、金輪王出で、四天下を統領す<sup>⑭</sup>、  
①、其の報上にいへるがごとく、かのとき、又、減にむらひ  
て、彌勒佛出で給ふべし、<sup>⑮</sup>八万歳の時、此の後、十八ヶの減  
増あるべし、かくて、大火災と云ふ事たまりて、色界の初  
禪、梵天まで焼け<sup>⑯</sup>、<sup>⑰</sup>三千大千世界、同時に滅盡する、これ  
を壞劫といふ、かくて、世界虚空、黒雲のごとくなり、空  
劫と云<sup>⑱</sup>、<sup>⑲</sup>かくのおとくすること、七ヶの大劫をへて、  
大水災あり、此のたびも、第二禪まで壞れ、七ヶの火災、七  
ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞れ、こまを



證果の聖者とハ、さとり開き人といふ義あり

論議名義集、摩訶首羅大論此云大自在と見えり

一四天下とハ、天下の四分の一の義なり  
四地とハ、東西南北をいふ  
業力とハ、因縁カといふが如し

異書の説云々  
徐整三五曆紀曰、天地混沌如雞子、盤古生其間、萬八千歲、天地開闢

大三災といふなり、第四禪已上にハ、内外の過患あると  
ち、此の四禪の中に五天あり、四ハ凡夫の住所、一ハ淨  
居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居をすぎて、摩  
醯首羅天王の宮殿あり、大自在天色界の寂頂に居りて、  
大千世界を統領す、其の天の廣さ、彼の世界にわたまり、  
下天も、廣狹に不同あり、初禪の此の上に、無色界の天あり  
梵宮ハ、一四天下のひろさなり、此の上に、無色界の天あり  
又、四地をわたりてりといへり、こまの天ハ、小大の災  
に逢わずといへども、業力に際限ありて、報盡きなるハ退  
没すべしと見えたり、震旦も殊に書契を事とする國な  
れど、世界建立をいへることたゞちりび儒書にハ伏  
羲氏といふ王よりあるとをバいはず、但、異書乃説に、渾  
池未分のかたち、天地人のをどめをいへるハ、神代のお

陽精為天陰濁為地盤  
古在其中、一日九變神  
於天、聖於地、天日高一  
丈、地日厚一丈、盤古曰  
長一丈、如此萬八千歲  
天數極高、地數極深、盤  
古極長、後乃有三皇

五天竺、東西南北の四  
天竺、中天竺を加へ  
ていふ

こりに相似たり、或も、又盤古といふ王あり、日ハ日月と  
なり、毛髪も草木とる<sup>りぬ</sup>といへる事も阿羅、そまより下  
つくと、天皇、地皇、人皇、五龍等のもろくの氏打ち續き  
て、たかくの王あり、其の間數萬歲を経たりと云<sup>り</sup>、我  
が朝のをどめハ、天神の種をうけて、世界を建立するす  
がとハ、天竺の説に似たるかともあるまや、ちまども、是  
も、天祖より出のうた、繼體たがもずして、唯一種まゝ  
せり事、天竺にも其のたぐひあり、彼の國の初の民主王  
も、衆のために撰び立てらまゝより相續せり、又、世々ど  
りてハ、その種姓もおくほろがされて、勢力あまバ、下  
劣の種も國主と成り、あまさへ、五天竺を統領するやう  
らもありき、震旦、又、おとさらさたりがた國なり、む



かく世すなふに、道たゞ一かまるときも、賢をえらびて、  
 授くる跡あましにより、一種をわだむるふとち<sup>つら</sup>亂世  
 にならまゝに、ちくらを以て、國をあそ<sup>い</sup>ふ<sup>い</sup>れ<sup>い</sup>ば、民  
 間より出で、位に居たるもあり、我狄よりたこりて、國  
 をうをへるもあり、或ハ累世の臣ごりて、其の君を志の  
 ぎ、終に讓を得たるもあり、伏羲氏の後、天子の氏姓を替  
 へたる事、すでに三十六、亂のななりごりき云ふまたら  
 ぶるものをや、唯、我が國のこ、天地ひらけ、初より、今の  
 世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまら  
 び、一種姓の中におきても、たのづくら、傍より傳へ給ひ  
 ますら、猶正にあらへる道ありて、そたもちまゝに、  
 是志あらなぐ、神明の御誓あたらよりて、餘國にふと

くのるハ、舊く溟津  
 の字を訓せり、もの  
 ふくまりて、未あられ  
 十分明らざる義な  
 り  
 國常立尊と、天御中主  
 神とを同神と云とい

なるべきいれちり、抑、神道の事ハ、たやすく顯はれ  
 云ふ事あまど、根元を知らざれば、みだりあらき  
 めとも成りぬべし、其のつひえを救ふために、聊志る  
 さん、神代より、正理よて受け傳へつるいさをを宣へん  
 事を志して、常にきこゆる事ハのせず、然まば、神皇の正  
 統記とや名づくべき  
 夫、天地いまどあられちり、時、渾沌とて、圓がまるふ  
 と雞子のごとく、くもりて牙をふくめ、是、陰陽の  
 元初、未分の一氣あり、其の氣をいめて分きて、清く明ら  
 らちり、たなびきて天とちり、おもく濁れるを、つゞき  
 て地となら<sup>り</sup>、其の中に一物ちり出でたり、かたち、葦牙の  
 ごとく、即、化して神となりぬ、國常立尊と申<sup>せ</sup>り、又ハ、天



ふハ正説ありて又  
五行の徳ありて云  
もきたるも如何あら  
ん

御中主の神とも號し奉る此の神に、水火土金水の五行  
の徳まゝに、先、水徳の神にあらず給ふを、國狹槌尊  
と云ひ、次に、火徳の神を豐斟渟尊といふ、天の道ひとり  
ち、故に純男よてま、純男といへども、其の相ありともさだめごとく、次に、木  
徳の神を渥土煮尊、沙土煮尊と云ひ、次に、金徳の神を大  
戸之道の尊、大苦邊尊といふ、次に、土徳の神を面足尊、惶  
根尊と云ふ、天地の道相交りて、各陰陽のかたちあり、然  
るに、其のふるまひちとていへり、此の諸神、實にハ  
國常立の一神にまゝに、五行の徳、世の  
神とありて、給ふ是を六代ともかぞふるなり、二世、三  
世の次第を立つべきに、あはるにや、次に、化生し給  
へる神を伊弉諾尊、伊弉册尊と申す、是ハ、正しく陰陽の

瑞穂の地、美しき稲穂  
の産出する地といふ  
義あり  
天瓊香とハ、珠玉を以  
て飾とせる牙をいふ

磯取盧島、日本紀私記  
云、是自疑之島也、猶言  
白瀬也、今見在淡路島  
西南角小島是也、云俗  
猶存其名也

八尋の殿とハ、幾尋も  
ある廣き殿をいふ

二にわくきて、造化の元とあり給ひ、上の五行ハ、猶ひと  
つゝの徳あり、此の五徳をあはせて、萬物を生ずるを  
とめとて、天祖國常立尊、伊弉諾尊、伊弉册尊の二  
神に勅して宣く、豐葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝  
往きて志らすべしとて、即、天の瓊牙を授け給ふ、此の牙又ハ天  
の逆戈とて、二神、此の牙をさづりて、天の浮橋の上にな  
らずみて、牙をさし下して、かきおくり給ひ、ハ、滄海  
のありた、其の牙のほきより滴り落つる潮、去て一  
の島とち、是を、磯取盧島と云ふ、二神、此の島に降り  
居て、即、國の中の柱をたて、八尋の殿を化作して、共に住  
きたまふ、儲陰陽和合して、夫婦の道あり、此の牙ハ、傳  
へて天孫志たがへてあまくだり給へりとも云ひ、又、垂



此の牙ハ傳へて云々古語拾遺の説によら  
きたり、又垂仁天皇以  
下ハ御鎮坐本紀によ  
らまゝなり

伊勢ニ神宮をたてら  
ましハ、垂仁天皇の二  
十五年なり

仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照太神の御教のまゝに國々をめぐり、伊勢の國に宮所をもとめ給ひし時、大田命と云ふ神まわりあひて、五十鈴の川上に寶物をまわりおける處を志めし申し、に彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圓形ありき、大倭姫命よるこびて、其の所をさだめて、神宮をたてら<sup>れぬ</sup>寶物ハ、五十鈴の宮の酒殿にをきめらまきとも云ひ、又、瀧祭の神と申は龍神なり、其の神あづかりて、地中にをさめたりとも云ひ、一よハ、大倭の龍田神ハ、古の瀧祭と同體にまゝ、此の神のあづかり給へるなり、よりて、天柱、國柱といふ御名ありとも云ふ、むろし、磯取盧島に持ちくぐり給ひしことハ、あきくうなり、世に傳ふと云ふ事ハ、おつちなり、天孫のいた

牙玉、云々、古語拾遺に牙玉自従と見えたる是なり

國を平けし牙、古語拾遺ニ於て是ハ已貴尊及其子事代主神皆奉避仍以平國牙授二神且吾以此牙平有鼓功天孫若用此牙治國者必當平安云々とあり、自従といへるも、やがてこの平國牙のことなり

まゝに給ひしことハ、神代より、三種の神器のごとく傳へ給ふべし、はしをちれて、五十鈴の川上にあたり、んもおつちなり、但、天孫も、牙玉を、おのづからまゝとがへ給ふと云ふ事見えたり、古語拾遺の說なり、然れども、牙も、大汝の神のたてまつる<sup>る</sup>國を平けし牙もあれハ、いづきといふ事を知らざり、寶山にこそありて、不動の志るしとちりけん事や、正説なるべからむ、龍田も、寶山ちのた所ちれば、龍神を、天つ柱、國つ柱といへるも、深秘の心あるべきにや、凡神書にはまゝ、異説あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等にのせざらん、末學の輩、ひとへに信用し、ぐるかるべし、彼の書の中、猶、一決せざることおかし、いもんや、異書におきてハ、正とすべからざるをや、



かくて、此の二神相をからひて、八の島をうゑ給ふ。先、淡路の洲をうゑま<sup>す</sup>。淡道穂狭別と云<sup>ふ</sup>。次に、伊與の二名の洲をうゑま<sup>す</sup>。一身に四面あり、一を愛比賣と云<sup>ふ</sup>。これハ伊與ちり、二を飯依比古と云<sup>ふ</sup>。是ハ讚岐なり。三を大宜都比賣とい<sup>ふ</sup>。是ハ阿波ちり、四を建依別とい<sup>ふ</sup>。こま<sup>す</sup>土佐ちり、次に、筑紫の洲をうゑま<sup>す</sup>。又、一身に四面あり、一を白日別と云<sup>ふ</sup>。是ハ筑紫ちり、後に、筑前、筑後と云ふ、二を豊日別と云<sup>ふ</sup>。是ハ豊國ちり、後に、豊前、豊後と云ふ、三を速日別とい<sup>ふ</sup>。是ハ肥の國なり、後に、肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云<sup>ふ</sup>。こま<sup>す</sup>日向ちり、後に、日向、大隅、薩摩といふ、筑紫、豊國、肥の國、日向の御代のま<sup>す</sup>め<sup>の</sup>次<sup>に</sup>、壹岐の洲をうゑま<sup>す</sup>。天比登都名<sup>の</sup>ハあらざり<sup>の</sup>次<sup>に</sup>、壹岐の洲をうゑま<sup>す</sup>。天比登都

此の外あまの島、大八島の外に、吉備の兒島、小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等の島々を生じ給ひ<sup>ま</sup>す。

柱といふ。次に、對馬の洲を生みま<sup>す</sup>。天の狭手依比賣と云<sup>ふ</sup>。次に、隱岐の洲を生みま<sup>す</sup>。天忍許呂別と云<sup>ふ</sup>。次に、佐渡の洲を生みま<sup>す</sup>。建日別と云<sup>ふ</sup>。次に、大日本豊秋津洲を生みま<sup>す</sup>。天御虚空豊秋津根別と云<sup>ふ</sup>。すべて、是を大八洲と云ふちり、此のちりあまの島を生じ給<sup>ふ</sup>。後に、海山の神、木のおや、草のおやまで、悉くうゑま<sup>す</sup>。て、ちり、いづれも、神にませば、生じ給へる神の洲をも山をもつくり給へる。ちり、洲山を生じ給ふに、神のあまをま<sup>す</sup>。ちり、ちり、神世のあまをま<sup>す</sup>。誠になりて、おそく、二神又、ちり、ちり、ひて、宣く、我すて、大八洲國、および山川草木をうゑま<sup>す</sup>。いらで、天の下の君たるものをうゑま<sup>す</sup>。ちり、ちり、ちり、ちり、日神をうゑま<sup>す</sup>。此の御子、光るを



蛭子、古事記にハ國を  
り給ふ前、この御  
子を生み給ふことに  
記せり

くして、國の内にてりて不<sup>ら</sup>二神よるこびて、天に送り  
あげて、天上の事をゆづけ給<sup>ふ</sup>此のとき、天地相去る事  
遠く<sup>ら</sup>天の御柱を以てあげ給<sup>ふ</sup>是を、大日靈尊と申  
し、靈の字ハ、靈と又ハ、天照太神と申す、女神にてま  
通ずべきなり、又ハ、天照太神と申す、女神にてま  
すなり、次に、月神を生<sup>ま</sup>す、其の光、日につぐり、天にの  
がせて、夜の政をゆづけ給<sup>ふ</sup>次に、蛭子をう<sup>ま</sup>す、三と  
せにちるまで脚た<sup>く</sup>び、天磐椽樟船に乃せて、風にまに  
く<sup>ら</sup>ち棄てつ、次に、素盞烏尊をう<sup>ま</sup>す、勇<sup>ま</sup>きけ  
く不忍にして、父母の御心にう<sup>ま</sup>るる、根の國にいねと  
のため<sup>ふ</sup>此の三柱ハ、男神にま<sup>ま</sup>すに依りて、一女、三  
男と申すなり、すべて、あ<sup>ら</sup>ゆる神、み<sup>ま</sup>る、二神の所生にま  
ませど、國の主たるべ<sup>し</sup>とて、生<sup>ま</sup>給ひ<sup>ら</sup>ば、ことさ

神退とハ、崩御<sup>一</sup>給  
るといふ古語なり

檝取神、延喜式、下總  
國香取郡、香取神宮と  
見えたり是なり  
鹿島神、延喜式、常陸  
國鹿島郡、鹿島神宮と  
見えたり是なり

天益人、ま<sup>ま</sup>青人草と  
いふ、死ぬる人より  
も、生る<sup>る</sup>人の多く益  
をえ<sup>く</sup>と云ふなり  
日向の小戸云々  
古事記、日本紀等にハ、  
橘之小門、檣原と見え  
たり、但、その地今詳な

らに、此の四神を申し傳へけるに、其の後、火の神、軻  
俱突智を生<sup>ま</sup>ま<sup>し</sup>、時、陰神や<sup>り</sup>きて神退<sup>給</sup>ひにき、陽  
神う<sup>ら</sup>みい<sup>ら</sup>りて、火の神を三段にき<sup>ら</sup>其の三段、土の  
く<sup>ら</sup>神とま<sup>ら</sup>る<sup>ら</sup>血のま<sup>ら</sup>り<sup>ら</sup>る<sup>ら</sup>ぎて神とま<sup>ら</sup>れ<sup>ら</sup>、經  
津主神、齋主の神とも申す、健甕槌神、武雷の神とも申す、  
の祖なり、陽神、猶志<sup>と</sup>ひて、黄泉までお<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>りて、さま  
くの誓<sup>り</sup>りき、陰神う<sup>ら</sup>ら<sup>ら</sup>て、此の國の人を、一日に千  
頭ころすべ<sup>し</sup>とのたまひ<sup>ら</sup>る<sup>ら</sup>ば、陽神も、千五百頭を生  
むべ<sup>し</sup>とのたまひ<sup>ら</sup>る<sup>ら</sup>、依<sup>り</sup>て、百姓をば、天益人と云  
ふ<sup>ら</sup>死ぬるものよりえ、生<sup>ら</sup>る<sup>ら</sup>もの<sup>ら</sup>お<sup>ま</sup>り<sup>ま</sup>り、陽神  
かへり給<sup>ひ</sup>て、日向の小戸の橘檣原といふ所にて、御後  
給<sup>ふ</sup>此のとき、あ<sup>ま</sup>との神、化生<sup>し</sup>給<sup>へ</sup>り、日月神も、お



給ふと云ふ説あり伊弉諾尊神功すでに終へにけきむ天上にの  
不<sub>レ</sub>天祖に報命申して即天にとまりたまひたりと  
ぞ

天照太御神ハ天神に  
ま<sub>レ</sub>ませり此に地神  
と申せりハ誤り

化生<sub>一</sub>生<sub>一</sub>自動の詞  
ま<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>ハ他動  
用ひ

地神第一代大日靈尊これを天照太神と申す又日神と  
も皇祖と申せり此の神のうまれ給ふと三の説  
あり一にも伊弉諾伊弉冊の尊あひまからひて天下の  
あろ<sub>レ</sub>を生まばらんやとて先日神をうと次に月神次  
に蛭子次素盞烏尊を生給ふといへり又伊弉諾  
尊左の御手に白銅の鏡をと<sub>レ</sub>て大日靈尊を化生し右  
の御手にとりて月弓尊を生し御首をめぐらしてうへ  
りみ給ひ一間に素盞烏尊を生給ふといへり又  
ハ伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎたまひと

和光の御誓  
和光ハ智慧の光を深  
くく<sub>レ</sub>て顯はさ  
るをいふ  
やらくれハ追放の義  
なり但こ<sub>レ</sub>ハ日本紀  
に據らむた<sub>レ</sub>古事記  
ハ伊弉母神のまを根  
の國に行き給ふと  
て泣き給ひけま<sub>レ</sub>父  
神怒りて遂にその國  
へ逐ひやり給ふ

き左の御眼をあらひて天照太神を生し右の御眼をあ  
らひて月讀尊を生し御鼻をあらひて素盞烏尊を生し  
給ふともいふ日月神の御名も三あり化生の所も三あ  
れば凡慮えありがたし又お<sub>レ</sub>ます所え一にも高天  
原と云ひ二にも日の少宮と云ひ三にも我が日本國と  
ま<sub>レ</sub>ちりハ咫の御鏡をと<sub>レ</sub>せま<sub>レ</sub>て我をみるがご  
とくせよと勅し給ひける事<sub>一</sub>和光の御誓もあ<sub>レ</sub>はきて  
殊更にふあ<sub>レ</sub>きみちあるべ<sub>レ</sub>なれば三所に勝劣の義をバ  
存すべ<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>に茲に素盞烏尊父母二神にやらはきて根  
の國にくだり給ふべか<sub>レ</sub>が天上に詣て<sub>レ</sub>姉尊に見  
え奉りてひた<sub>レ</sub>るゝい<sub>レ</sub>ると申しま<sub>レ</sub>ひ<sub>レ</sub>なればゆる  
すべ<sub>レ</sub>と宣ふ<sub>レ</sub>よりて天上にの<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>す大<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>る



に見えたり  
ひたすらハ一向の義  
らう

き、山岳あり响えき、此の神の性たけき、然らむるに  
ちん、天照太神おどろきまゝて、兵の備をして待ち  
給ふ彼の尊黒き心ちたよとて、へたまふ、ちくば、誓  
約をちして、清きり黒きりを知るべし、誓約の御中に、女  
をうませば、きこなき心ちるべし、男を生ませた、きよた  
心ちるんとて、素盞烏の奉らまき、八咫瓊の玉を取り  
給ひ、くわバ、其の玉に感て、男神化生し給ふ、素盞烏尊  
悦びて、まきやあまかちぬと宣ひ、依りて御名を正  
哉、吾勝々速日天忍穗耳尊と申せり、是ハ、古語拾遺の説又の説に  
ハ、素盞烏尊天照太神の御頸にかけ給へる、御統の瓊玉  
をこひとりて、天の眞名井にふりす、其の後、猶、四柱の男神生ま  
し、くわバ、先、吾勝尊うまれす、其の後、猶、四柱の男神生ま

四柱の男神、柱ハ貴人  
を敷ふる時の称あり、

くハ、天穂日命、天津  
彦根命、活津彦根命、熊  
野櫛樟日命をいふ

めくハ、慈愛の義を  
いふ

腋子、古語拾遺、是、以  
天照太神育吾勝尊、持  
甚鐘愛、常懷腋下、称曰  
稚子、今俗号稚子曰和  
可古、是其轉語也、と見  
えたり

さま、この科、毀畔、埋  
溝、生剝、逆剝、をいふ

給ふ物ざねハ我ガ物ちれば、我が子ちりて、天照太神  
の御子になし給ふといひ、是ハ、日本紀の一説なり此の吾勝尊を  
バ太神めぐりとおがく、常に御脇もとにす、互給ひ  
あハ、腋子と云ひ、今、この世に、をさちた子をわら子と云  
ふハ、僻事なり、かくて、素盞烏尊、天上にまゝけるが、ち  
ま、この科を犯し給ひき、天照太神いうまで、天の石窟  
にあもり給ふ、國のうちとこやとにちりて、晝夜のあま  
まへちかりき、もろくの神たち愁へ歎き給ふ、其の時  
諸神の上首にて、高皇産靈尊と云ふ神まゝ、昔、天  
御中主の尊、三々らの御子おえ、長を高皇産靈  
と云ひ、次をバ神皇産靈といひ、次を津速産靈と云ふと  
見えたり、陰陽二神こそけめて諸神を生し給ひ、



たむくり、たハ添辭よ  
て、むくりといふに同  
ト義あり

日前の神、延喜式、  
伊國名草郡日前神社  
とある是なり

直に、天御中主の御子といふ事おごつかる此の三て、  
中主の御子と云ふことハ、日本此の神、あめのやすらハ  
紀にハ見えず、古語拾遺あり、此の神、あめのやすらハ  
の邊に、て、八百萬の神を集へて、相議り給ひ、其の子に  
思兼と云ふ神のたむくりにより、石凝姥と云ふ神を  
て、日神の御形の鏡を鑄り、其のほゞめ鑄たり、鏡、諸  
神の心にあも、是ハ、紀伊國日次に鑄給ひ、鏡、うろを  
前の神にます、又、天の明玉の神を、て、八阪瓊  
玉をつくら、め、天の日鷲の神を、て、青幣、白幣をつく  
ら、め、手置帆負、彦狹知の二神を、て、大峽、小峽の材を  
切りて、瑞の殿をつくら、此の外、くさく、あ、其の物  
既に備ちり、に、ら、天香山の五百箇の眞賢木を根こ

根こト、根をつけちか  
ら根りたるをいふ

蘿葛、古今集の物名よ  
さぐりごけとあるこ  
れなり、この物、奥山を  
らでハ生ひず、帯の如  
く長きりのよて、乾  
ても色青く、て枯ま  
ずとぞ

まぐりハ、咲樂の義な  
り

トにあ、て、上枝にハ、八阪瓊玉を取りかけ、中枝にハ、  
咫鏡を取りつけ、下枝にハ、青和幣、白和幣を取りつけ、天  
太玉命高皇産靈のを、て捧げもた、天兒屋命、津速  
の子、或ハ孫とも云へり、を、て祈禱せ、天鈿目命、眞  
興台産靈の神の子なり、を、て祈禱せ、天鈿目命、眞  
辟の葛をかつらに、蘿葛を禪に、竹の葉、鉄憩木の葉  
を手草に、て、著鐸の矛を持ちて、石窟の前に、て、俳優  
をして、相共に歌ひま、又、庭燎をあきらら、て、常世の  
長鳴鳥を集へて、を、かひに長鳴せ、是ハ、みち神、天照  
太神きこ、め、て、我ハ、此の比、石窟にあ、くれ居、葦原  
の中津國ハ、ごこや、なるん、い、あに天鈿目命かく、る  
ぐ、とた、ご、て、御手を以て、細目にあ、けて見給、あ、の  
時に、天手力雄命といふ神、思兼の子、磐戸の脇に立ち給ひ



志米繩ちり

あえれ、感歎の詞ちり  
天の明るるをいふと  
あるハ、古語拾遺より  
誤るちり  
さやけ、分明の義ちり  
竹の葉のこゑと云ふ  
ハ非ちり  
千座の置戸とハ、罪を  
贖ふべき種々の扱つ  
物をのすべき臺を云  
ふ  
巖の川上、和名抄よ、出  
雲國大原郡斐伊とあ  
る所ちり

一が、其の戸をひきあけて、新殿に移し奉る。中臣の神、天  
屋根命、忌部の神、天太玉、志米くべちるを、日本紀にハ、端  
出之繩と書け  
ちり、註ハ、左繩端出也と云ふ、古語拾遺にも、引きめぐら  
日の御繩と云ひ、是日影之象ちりと云へり、引きめぐら  
して、ち歸りまゝいと申し上げしるに、天始めて晴れて、  
もろくくごそに相見、面みま明らるに白く、手をのべて  
哥ひまひて、あちち、天のあきらあち、おもしる、古語に、甚  
あなと云ふ、面白ハ、もろくく、のあち、たのしむる、ちやけ、  
おひてあきららるに、しるきちり  
竹の葉をけり、木の名ちり、其の葉をふるこゑちかくて、罪  
のこゑをけり、天鈿目の持ち給へる手草ちり、かくて、罪  
を素盞烏の尊によせて、おするに千座の置戸を以て、  
首の髪、手足の爪をぬきて贖はしめ、その罪をちりひて、  
神逐にやらちきた、彼の尊、天よりくごりて、出雲の巖の  
川上といふところにいきり給ふ、いぬ其の所に、獨の翁と姥

湯津のつま櫛とハ、湯  
の密ちり櫛をいふ  
八醞の酒、幾度もちり  
りへて、純酒とちり  
たらちのをいふ

ちりせるとハ、帯び給  
へるといふ事、の古語  
ちり

とあり、一の少女をすゑて、かきちりてつゝ泣きちり、素戔  
烏尊たそと問ひ給ふ、我ハ是國神ちり、脚摩乳、手摩乳と  
云ふ、此の少女ハわが子ちり、奇稻田姫といふ、ちたにハ  
箇の少女あり、年ごとよ八岐の大蛇のため、に吞まきて  
今此のをとめ、まとのまれんとすと申しけま、尊、我に  
くきんやと宣ふ、勅のまゝに奉る、と申しられ、此のを  
とめを、湯津のつま櫛に取りちり、みづくにさし、八醞の  
酒を、ハの槽にもちて待ち給ふに、ちりて、彼の大蛇來  
ちり、頭、おのくく一槽に入きて吞ち酔ひて、ねちりちり  
を、尊をちりせると握の劔をぬきて寸々に切りつ、尾にい  
ちりて、劔の刃すこくかけぬ、割きて見給へ、一の劔あ  
り、其の上に雲氣ありちり、天のむら雲の劔と名付け



おろしんやとハ、置くべきありずとの義

清地、出雲風土記云、大原郡須我山云々、本居新、今の熊野神宮を

大己貴神、古事記に素戔嗚尊六世の孫とせ

せり、古語拾遺に據るに、古書に魂の働より

魂ハ、幸福を得る事を主とし、奇魂ハ、奇異の

徳を以て、万事を識別する事を主とすと云ふ

②、日本武尊にいたりて、あつたためて草薙是、奇きつるの劔と云ふ、そまよる熱田の社にまは

きり、我何ぞあへて、私におろしんやと宣ひて、天照太

神に奉り上げらまにたり、其の後、出雲の清地にいたり、

宮をたて、稲田姫と住ま給ふ、大己貴神もいふを生ま

しめて、素盞烏尊ハ、遂に根の國にいでまぬ、大女神、此

の國にとまりて、今の出雲の大神にます天下を經營し、葦原の地を領し給ひたり、依りて、是を大國主神とも、大物主神とも申す、其の幸魂、奇魂ハ、大倭の三輪の神にまは

第二代、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千々姫命にあひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ましめ給

ふ、吾勝尊、葦原の中州に下りますすべかりしを、御子生ま給ひしハ、彼を下すべしと申し給ひて、天上に留りま

ひ、まづ、饒速日命を下し給ひし時、外祖高皇產靈尊、十種の瑞寶を授け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劔一、生玉一、

死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、こまきちり、此の尊ハ、ちやく神はら給ひにたり、凡、國の主として、くどし給まざりにや、吾勝尊下り給ふべし

りしときハ、天照太神、三種の神器を傳へ給ふ、後に又、瓊々杵尊も授けまし、くどしに、饒速日尊ハ、こまきを得給ハ

ず、然れバ、日嗣の神にちまはさぬるべし、此の事、舊事本紀の説あり、日本紀にち見え天照太神、吾勝尊ハ、天上にとまり給へ

ど、地神の第一二にりぞへ奉る、其のちりめ、天下の主たるべしとて、生き給ひしゆゑや

第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも、皇孫とも申せり、皇



いつきめぐみと八龍  
愛の義あり

新嘗ハ新穀を食す  
儀式あり

祖天照太神、高皇產靈尊、いつきめぐみと八龍、  
の中州の主とちりて、あまくだく給えんごきまひき  
爰に、其の國の邪神阿耆陀、たやすく下り給ふとかと  
りまれば、天稚彦と云ふ神をくどして、見せ給ひしに、  
大汝の神の女、下照姫にとつぎて、返り事申はげ、三とせ  
にちりぬ、依りて、名ちり雉をつかはして、みせられしを、  
天稚彦射殺しつ、其の矢天上にのびりて、太神の御まへ  
にあり、血よぬきたりければ、怪し給ひて、投げ下はさ  
しに、天稚彦、新嘗して、ふせりたる胸にあたりて死なぬ  
世に、返り矢を忌むハ、此の故なり、あらに又、くどさるべ  
き神をえらむきし時、經津主命、檄取の神武甕槌神、鹿島  
に、ま勅をうけて下りまきりたり、出雲國に至り、ちりせら

葛木の鴨よき、延喜  
式云、大和國葛上郡鴨  
郡波八重事代主命神  
社二座  
詠訪の神よます、延喜  
式云、信濃國詠訪郡、南  
方乃美神社二座  
罪まへハ、罪ちせせら  
り、誅伐せしむるを云  
ふ

劍をぬきて、地につきたて、其の上居て、大汝の神よ  
太神の勅を告げちりしに、つね其子都波八重事代主神、今の  
の鴨に相共に志とさひぬと申しぬ、次の子、健御名方刀  
美神、今の詠訪のたがもずりて、逃げ給ひしを、詠訪の  
湖まで追ひて攻められしを、又したまひぬ、かくても  
ろくろの悪神をバ罪ちへ、順へるをバ不めて、天上にの  
がりて、返り事申し給ひ、ひき大物主の神、事代主の神、相共に  
八十万の神を率ゐて、天にまき、たぬ太神、ごとに不め給ひ  
て、よろしく八十万の神を領して、皇孫をまかりまつま  
とて、返り下り給ひたり、其の後、天照太神、高皇產靈尊、相  
計りて、皇孫をくだし給ひ、ひぬ八百萬の神勅を承けて、御共  
につらへまつ、ひぬ諸神の上首、三十二神あり、其の中に、五



部の神と云ふハ天兒屋命中臣天太玉命忌部天鈿女命後祖石凝姥命鏡作玉屋命玉作此の中ふも中臣忌部の二神をむねと神勅をうけて皇孫をたすけまかり給ふ又三種の神寶をばつけましまし先あるのトめ皇孫に勅して宣く葦原の千五百秋の瑞穂の國ハ是吾子孫可主之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣又太神御手に寶鏡をもちたまひ皇孫ふさづけて祝ひて吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡いさこのまふ八咫瓊の曲玉天藁雲の劍を加へて三種とす又此のかゞみのごとくに分明ちるを以て天下に照臨したまへ八咫瓊のひろがるがぶとく曲妙を以て天下を志ろしめせ神劍をひきはなして不順もの

ひろがるは、ひろれるの誤りありトク

を平らげ給へと勅まゝくらくとぞ此の國の神靈として皇統一種たゞくましますことまふごに是の勅に見えたり三種の神器世に傳ふる事日月星の天にあるにおちる鏡ハ日の體あり玉ハ月の精あり劍ハ星の氣なりふりきちるひあるべきまや抑彼の寶鏡ハさきふ記せる石凝姥命の作り給へり八咫の御鏡玉ハ八咫瓊の曲玉玉屋命天明玉との作り給へるなり劍ハ素盞烏尊の得給ひて太神に奉られ藁雲の劍あり此の三種につきたる神勅ハまはしく國をたもちますべき道ちるべし鏡を一物をたくもへず私の心ちくして萬象を照らすふ是非善惡のすぐとあるまきすと云ふとちし其のすぐとよましがひて感應するを徳とす是



正直の本源あり玉ハ柔和善順を徳とす慈悲の本源あり  
 剣ハ剛利決斷を徳とす智慧の本源あり此の三徳を  
 翕てせ受けびして天下の治まらんことまこと  
 たのむべし神勅あきらかにして詞約々にむねひろし  
 剩神器にあはけはたまへり寂うとトけちき事にや中  
 ふを鏡を本とし宗廟の正體とあふらま給ふ鏡ハ明を  
 かうちとせり心性明らるるれば慈悲決斷ハ其の中に  
 あり又まきしく御影をうつし給ひしうバふりた御心  
 をとめ給ひらんうし天にある物日月よりあきらか  
 ちるハなし依りて文字を制するにも日月を明とすと  
 いへり我ガ神大日の靈にまませバ明德を以て照臨  
 し給ふこと陰陽におきて測りがうし冥顯につきてた

宗廟ハ伊勢神宮とせ  
 せり

内外典佛書を内典と  
 いふこと前記に註せ  
 らこれに對して儒書  
 其他の書を外典とい  
 いふなり

権化とハ佛ガ化身  
 て権この世に現ハ  
 れ來るといふ事なり

のみあり君も臣も神明の光胤をうけ或ハまきしく勅  
 をうけし神達の苗裔なり誰久是をあふき奉らざらべ  
 き此の理をわらう其の道にたあをすバ内外典の學問  
 も爰に極まるべきにふそまきと此の道のひろまるべ  
 き事ハ内外典流布の力なりと云ひつべし魚をうる事  
 ハ網の一目によらるれど衆目の力なるをバこれを得  
 る事かときごとく應神天皇の御代より儒書をひろ  
 められ聖德太子の御時より釋教をわらうるに給ひし  
 是まみる権化の神聖にまませバ天照太神の御心を  
 うけて我ガ國の道をひろめふらくし給ふるるべしか  
 くて此の瓊々杵尊天降りまきしに猿田彦と云ふ  
 神參りあひて是ハ衡のてりかゞやきて目をあをする  
 神なり







や、天地わづれゝ以来の事、幾年を経たりと云ふは、と見えたる文なり

海の幸山の幸とハ、漁獵して獲物あるを云ふなり

第四代彦火々出見尊と申世御兄火闌降命、海の幸ます此の尊ハ、山の幸まり、こゝろこゝろに相かへ給ひふ、各其の幸ちりき、弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をりへ給へりをバ返しつ、弟の尊、鉤を魚にくられて、失ひ給ひらるを、あまがちにせめ給ひしに、せんすべらくて、海邊にはまらひ給ひき、鹽土翁此の神のこ前に見ゆ參りあひて、憐みし申して、謀ごとをめぐらして、海神綿積命小童とらの所に送りつ、其の女を豊玉姫と云へ天神の御孫にめでたてまつりて、父の神に告げてとらめ申しつ、遂に、其の女にあひ住ま給ふ三とせをりらりて、故郷をらず

うろくづとハ、魚のこらり  
口女、日本紀ハ、赤女とあり、古事記ハ、赤海神魚ハ作り、共ハ鯛ちり、今尾張辺ハメダヒといふハのちりトぞ  
釣くふハ、鉤の餌を食ふハ、勿きハなり

俳優の民云々、日本紀一書ハ、於是兄著犢鼻以袴塗掌、塗面告其弟曰、吾汚身如此、永為汝俳優者、乃奉足踏行、学其弱世之状云々、自尔

す御氣色ありられば、其の女、父にいひあらせて、歸し奉る大小のうろくづを集へて、問ひらるに、口女と云ふ魚病ありとて見えすす志しひて、めい出づまば、其の口腫れたり、是をらぐりに、失せしり、鉤をさぐりて、一にハ、云ふ、又、此の魚ハ、よ海神誠めて、口女、今より釣くふな、いと云ふと見えしり、海神誠めて、口女、今より釣くふな、又、天孫の饌にまわらるらんと云ひふくめける、又、海神、干珠、満珠を奉りて、兄をまがへ給ふべきらたちを教へ申しらり、はりて、故郷にりへりまして、鉤をバ返しつ、つたまを出だして、ねぎ給へば、潮みちきて、兄おなれなやまはきて、俳優の民とらんと誓ひ給ひしらば、干珠を以て、潮をらりぞけ給ひき、是より、天日嗣をつとまし、しらり、海中にて、豊玉姫はら給ひしが、産期小



及今曾無廢絶と見え

うふやと云ふ事も云々産屋をうの羽を以てふらる故の名といそれつらハ、いこうあらん尚子を産まんが為と造る屋ちればといふ方穂ちりへ

たつらバ、海邊に産屋を作りて、待ち給へと申しき、ちりて、其の妹玉依姫をひきわて、海邊に行きあひぬ、屋を作りて、鷓鴣の羽にてふりまゝが、ふきもあへず、御子生まれ給ふによりて、鷓鴣草菅不合尊と申す、まゝ、産屋をうふやと云ふ事も、子の羽をふきくる故ちりとらん、ゆても、産のとき、見給ふと契り申し、を、のぞきて見まゝ、りれば、龍にちりぬ、耻ぢ恨て、我に耻せ給はず、海陸を、て相通へど、つる事ちり、まゝとて、御子をすておきて、海中にゐへりぬ、後に、御子のきり、くましますことをききて、あちれ、あがめて、妹の玉依姫を奉りて、や、ちひまわらせらる、とぞ、此の尊、天下を治め給ふこと、六十三万七千八百九十二年といへり、震旦の

懿徳はあくる懿徳天皇三十二年に當り

世のはじめをいへるに、萬物混然として相をなまきず、是を混沌といふ、其の後、軽く清きりのち天とちり、重く濁きる物ハ地となり、中和の氣ハ人とちる、是を三才と云ふ、是までハ、我が國の初をい、其のち、め、の君、盤古氏、天下を治むる事、一萬八千年、天皇、地皇、人皇と、いふ玉、相續ぎて九十一代、一百八万二千七百六十年、はきにあらせて、一百十万七百六十年、是、一説、實ハ明廣雅といふ書にも、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六万歳とも云ふ、  
④、獲麟とい、孔子の在世、魯哀公のときより、日本の懿徳にあとまり、ちり、バ、盤古のち、め、ハ、この尊の御世の末つ、う、に當るべき小や

第五代、彦波瀲武鸕鷀草薙不合尊と申す、⑤、御母豊玉姫



標註 不皇 言一

の名づけ申しける御名ちり、御姨玉依姫にとつぎて、四  
つらの御子をうまめ給<sup>ひぬ</sup>彦五瀬命、稻飯命、三毛入  
野命、神日本磐余彦尊と申<sup>せう</sup>磐余彦尊を太子にたて、  
天日嗣をちん續ごりめまゝゝゝ、此の神の御代七  
十七万餘年の程小や、もろこゝの三皇の初、伏羲と云ふ  
王あり、次に神農氏、次に軒轅氏、三代あをせて五萬八千  
四百四十二年、一説にハ、一萬六千八百二十七年、然らバ、  
經中納言、新古今集の序を書くに、伏羲皇徳は基りて、四  
十萬年といへり、いづれの説によきるふら、覺束ちきと  
る、其の後に、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、<sup>堯</sup>有虞氏、<sup>舜</sup>  
りと云ふ五帝あり、合せて四百三十一年、其の次に夏、殷、  
周の三代あり、夏にハ十七主、四百三十二年、殷ハ三十  
主、六百二十九年、周の世とちりて、第四代の主を昭王と

天竺に云く、釈迦出生  
入滅の事ハ、古来三十  
三の異説あり、こゝハ  
見真大師の化身土卷  
の説に據り、と見  
以又穆王の五十三年  
ハ入滅とせば、神武天  
皇紀元より、二百八十  
九年前のころなり  
此の神云々ハ、皆不合  
尊を申せるちり

云ひき、其の二十六年甲寅の年までハ、周たふりて一百  
二十年、この年ハ、昔不合尊の八十三万五千六百六十七  
年にあとまり、今年、天竺に釋迦佛出生し、ま<sup>那</sup>同ト  
トキ八十三万五千七百五十三年に、佛御年八十にて入  
滅し給ひたり、りちこゝハ、昭王の子、穆王の五十三年  
壬申にあたれり、其の後二百八十九年ありて、庚申にあ  
たると、此の神かくれまゝゝゝ、ぬ、すべて、天下を治め  
給ふ事、八十三万六千四十三年といへり、是より上つゝ  
たを、地神五代とハ申すちり、二代ハ、天上にとりま<sup>り</sup>給  
ひ、三代ハ、西州の宮にておなくの年をたくりま<sup>り</sup>給  
神代の事ちれば、行迹たゝちるゝ、昔不合尊、八十三万  
餘年まゝゝゝに、其の御子磐余彦尊の御世より、俄に

訂正 神皇正統記 卷二

教習書 尊賢所 能書殿



人皇の御代とちりて、曆數もいとかくちりにけり事、う  
たぐふ人もあるべきふや、はきど、神道の事おしてをり  
まがたし、誠に、磐長姫の詛ひをり、まゝ、壽命も短くちり  
しり、神のふるまひも、やぶて、人の代とちり  
たるり、天竺の説のごとく、次第ありて減りたりとはみ  
えず、又、百王まゝおすべしと申すめ、十々の百よ、あ  
らび、窮ちれを百といへり、百官、百姓など云ふにて、志る  
べきちり、むろし、皇祖天照太神、天孫尊にくどし給へる  
詔に、寶祚之隆、當與天壤無窮とあり、天地もむろしに  
はらび、日月も光をけりためず、いもんや、三種の神器世  
に現在し給へり、窮あつべりけり、我が國を傳ふる  
寶祚ちり、あふぎてたふとも奉るべきハ、日嗣をうけ給

生りて尊きを云々、  
と命とハ、共よこ  
訓して、義ハ、  
ことちり、但、  
水紀より、まゝ

ふ皇にちん、  
人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す、  
後には、神武と名づ  
け奉り、地神鷓鴣草葺不合尊、第四の子、御母玉依姫、海  
神小童の第二の女ちり、伊弉諾尊に、六世、大日靈尊に  
五世の天孫、ふまゝ、神日本磐余彦と申すハ、神代  
よりのやまと、まことちり、神武ハ、中古とちりて、りるこ  
の詞によりて、はだめたてまつれる御名ちり、又、此の  
御代より代ごとく、小宮所をうつて、其所の名をやうて  
御名とす、此の天皇を、橿原の宮とも申す是なり、又  
神代より、至りて尊きを尊と云ひ、其の次を命とい、  
人の代とちりてハ、天皇とも、神武の御時より、  
臣、宿禰、臣など、いふ、跡出で来にけり、神武の御時より、



は、まきることあり、上古にハ、尊とも、命とも、兼ねて稱  
し、つらと見えたり、世くごりてハ、天皇を尊と申すこと  
も見え、臣を命といふ事も、古語の聞きあれず、ま  
きゆゑ、此の天皇、御年十五にて、太子よこち、五十一  
にて、父の神にありて、皇位につく、め給ふ、今年辛酉  
の歳なり、筑紫日向の宮崎の宮にたまり、まける、兄  
の神達、および皇子、群臣にみこと、のりて、東征の事あ  
り、此の大八洲ハ、皆こま玉地あり、神代幽昧あり、によ  
りて、西偏の國にして、おおくの年序を送られ、つらま  
そ、天皇舟楫をとく、のへ、甲兵をたため、大日本洲にむ  
らひ給ふ、道のついで、の國々を平らげ、大倭は入りま  
んとせし、其の國ハ、天の神、饒速日の尊の御子、宇麻志

道のついで、の國々、豊  
國、安藝、吉備等の國々  
をいふ

間見命といふ神あり、外舅を長髓彦と云、天神の御  
子、兩種あり、んやとて、軍をおうて、ふせぎたてまつ  
其の軍こたくりて、皇軍ハ、利をうち、又、邪神  
毒氣を吐き、らバ、士卒皆病ふせり、茲に、天照太神、健  
甕槌の神をして、葦原の中津洲さわぐ音す、汝ゆきて、ま  
ひらげよとみまとのりたま、健甕槌の神、申し給ひ  
くらハ、むら、國をたひらげ、とき、の劍あり、かきを下  
は、たのづ、うたひらぎちんと申して、紀伊國、名草の  
村に、高倉下尊と云ふ神、よめ、て、此の劍をうてまつ  
り、まきバ、天皇よこち、給ひて、士卒のやみふせり、つら  
も、まおきぬ、又、神魂命の孫、武津之身命、大鳥とちりて  
軍の御はれにつらひまつ、天皇よめ、て、八咫鳥と號し



たまふ又、金色の鷓鴣とて、皇弓のまぎに居たり、其の  
ひりり、てりり、やたり、是によりて、皇軍大にちぬ、宇  
麻志間見命、其の舅のひがめるころを知りて、たをり  
て殺しつ、其の軍を率わてまごがひ申しにたり、天皇  
ちりりどめまゝして、天よりくごまる神劍をいづ  
けて、其の大勳にたふとぞ宣せせらる、此の劍をバ、豊  
布都の神と號す、初ハ大和の石上にまゝし、き、後ふも  
常陸の鹿島の神宮にまゝす、彼の宇麻志間見命、又、饒  
速日尊、天降りしとた、外祖高皇産靈尊、はづけたまひし  
十種の瑞寶を傳へも、りりるを、天皇りたてまつる、天  
皇、鎮魂の瑞寶ちりり、バ、其の祭をまゝめまにき、此  
の寶をも、すちけち、宇麻志間見にあづけたまひて、大和

鎮魂舊事紀云、神武天  
皇元年十一月庚寅、宇  
麻志麻治命初齋瑞寶  
奉為帝后鎮祭御魂祈

請壽詐其鎮魂之祭自  
此而始矣、見をり、  
この祭ハ、毎年十一月  
中寅の日に行ハれぬ  
檀原ハ、高市郡ちり

わいどめハ、まきため  
の音便よて、分別の義  
ちり

靈時ハ、祭の庭ちり、鳥  
見山ハ、城上郡と宇陀  
郡との界ちり

のいそのまゝに安置す、又、布留と號す、此の瑞寶を一つ  
よびて、呪文をしてふる事あるに、よれるちりべし、か  
くて、天下ことごとく、たひらぎに、りりバ、大和國檀原よ  
みやまをいどめて、宮づくり、す、其の制度、天上の儀のご  
と、天照太神より傳へたまへる、三種の神器を、大殿に  
安置し、床を同くし、まゝす、皇宮、神宮一ちりりバ、國  
々の御調物を、齋藏に納めて、官物、神物のわいだめち  
りき、天兒屋命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、專、神  
事をつらさどる、神代の例にことちり、す、又、靈時を鳥見  
山の中に建て、天神、地祇をまつり、めたまふ、この御  
代のは、トめ、辛酉のとし、りりこの周の世、第十七代に  
あゝる君、惠王の十七年ちり、五十七年丁巳ハ、周の二十





一代の君、定王の三年にあこれ、今年老子誕生す、こゝに  
 道教の祖あり、此の天皇、天下ををけ給ふこと、七十  
 六年、一百二十七歳おとまりまき  
 第二代、綏靖天皇、是より、和語の尊神武第二の御子、御母  
 ハ、鞠五十鈴姫、事代主の神の女あり、父の天皇かくれま  
 して、三年ありて即位したまふ、庚辰のとしなり、大和葛  
 城高岡の宮にまゝす、二十一年、庚戌のとし、ゆるこ  
 の周の二十三代の君、靈王の二十一年あり、今年、孔子た  
 んどやうす、是より、七十三年まで、おはし、儒教をひ  
 らめらる、此の道ハ、むろりの賢王、唐堯、虞舜、夏のむろめ  
 の禹、殷のむろめ湯、周のむろめの文王、武王、周公の國を  
 治め、たをちて、まひ道なれ、心を正しく、身を

孔子、名ハ丘、字ハ仲尼、魯の人あり、初魯の定公、哀公、事へ、之を辭し、その學を以て四方に游歴せり

るなく、家ををけ、國城をさめて、天下におよび、すを  
 宗とははれば、おとちり道ふるあり、ねども、すゑの世と  
 ちりて、人、不正にちる、ゆゑ、その道城をけ、めて、儒の  
 をへをたてらる、なり、天皇、天下ををさめ、たまふこ  
 と三十三年、八十四歳おとまりまき  
 第三代、安寧天皇ハ、綏靖第二の御子、御母ハ、五十鈴依姫、  
 事代主の神のおとむすめあり、まづのえうりのご、即  
 位、大和の片鹽浮穴の宮にまゝす、天下城をさめ、たま  
 ふこと三十八年、五十七歳おとまりまき  
 第四代、懿徳天皇ハ、安寧第二の子、御母ハ、淳名底媛、事代  
 主の神の孫あり、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮に  
 まゝす、天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳おとまり



まーた

第五代、孝昭天皇ハ、懿德第一の子、御母ハ天豊津姫、息石耳命の女あり、父の天皇かくれまゝて、一年ありて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまゝす天下をさめたまふこと八十三年、百四歳おはまゝすき

第六代、孝安天皇ハ、孝昭第二の子、御母ハ世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女あり、乙丑のご即位、大倭の秋津島の宮にまゝす天下を治めたまふこと一百二年、百二十歳おはまゝすた

第七代、孝靈天皇ハ、孝安の太子、御母ハ姊押姫、天足彦國押人命の女あり、辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまゝす三十六年、丙午にあとると、もろみーの周の

秦の始皇即位、これ天皇七十年に當り、四十五年とあるハ、暗記の誤るべし

三皇五帝ハ、黄帝、顓頊、堯、舜、禹、及び避人氏、伏羲氏、神農氏をいふ

此の事異朝の書に云く、歐陽全集日本刀の歌に、徐福行時書未焚、遺書百篇今尚存と見えたり、こゝをばせざるや

國滅びて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、此の始皇仙方をあのみて、長生不死の藥を日本にもとむ

日本より、三皇五帝の遺書を、彼の國にもとめり、始皇ことくく之を送る、其の後、三十五年ありて、彼の國書をやき、儒を埋みにくれば、孔子の全經、日本にとまる

こゝへり、此の事、異朝の書にのせり、我々國よハ、神功皇后、三韓をたひらげ給ひしより、異國に通じ、應神の御代より、經史の學つとまれりとぞ申しちる、いしたる、孝靈の御時より、此の國に文字ありとハきりぬことちれど、上古の事ハたゞに志るしとゞめばる、や、應神の御代にわとまる、經史たふも、今ハ見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたる本こそ、流布したまは、此の御



君子不死の國、後漢書東夷傳、東方有君子不死之國とあり

代よりつたへんふとも、あながちよりたがふまじき  
にや、凡、此の國をバ君子不死の國ともいふちり、孔子世  
の亂まるとるふとをなげきて、九夷よをらんと宣ひつら、  
日本も九夷の其の一ちりべし、夷國にハ、此の國を東夷  
とて、この國よりハ、又、彼の國をも、西蕃といへるがごと  
し、四海と云ふも、東夷、南蠻、西羌、北狄ちり、南ハ、蛇の種ち  
まハ、虫をいたぶへ、西ハ、羊をのこ牧ふるれハ、羊をいた  
がへ、北ハ、犬の種ちれハ、犬をいたぶへきり、只ひごりハ、  
仁ありていのちちがし、よりて、大弓の字をいたがふと  
云へり、孔子のときすく、あちとの事をきりたまひつれ  
ハ、秦の世小通トらんことあやむにたつぬことには、  
此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、百十歳おさ

大矢口宿祢  
内色許男伊迎賀  
色許賣(孝元妃)  
内色許賣(孝元皇后)  
大綜麻杵伊香色  
謎開化皇后

まじき  
第八代、孝元天皇ハ、孝靈の太子、御母ハ、細媛磯城縣主の  
女ちり、丁亥のご即位、大倭の輕の境原の宮にまじ  
す、九年乙未の年、ちりこの秦なるびて漢にうつりき、  
此の天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳おさ  
まじた  
第九代、開化天皇ハ、孝元第二の子、御母ハ、鬱色謎姫、穗積  
の臣の上祖鬱色雄命の妹ちり、甲申の年即位、大倭の春  
日率川の宮にまじます、天下を治めたまふと六十年、  
百十五歳おけまじき  
第十代、崇神天皇ハ、開化第二の子、御母ハ、伊香色謎姫、初  
孝元の妃とちりて、彦  
大忍信命をうめり、大綜麻杵命の女ちり、甲申の年即



神代の鏡造云々  
齋部氏家牒云、天宮命  
六世孫玉櫛命、小狹槌  
命、石凝姥命、八世孫  
麻津足命、足月陰命、子  
天目一箇命、八世孫國  
振立命、國振別命、子勅  
更鑄八尺鏡、造八束劍  
為守身御璽、是至今天  
津日嗣高座即之日、獻  
所神璽鏡劍是也、と見  
えたり  
神籬ハ、神を齋ひ祭る  
料に、神の杖をたてめ  
ぐらうたり所あり

位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまゝす、此の御時、神代を  
はること、世八十つぎ、年ハ六百餘にちりぬ、やうやく、神  
威をむそま給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉よ  
り、此の己丑まで  
ハ六百二十  
九年ちり、神代の鏡造石凝姥の神の初子をめりて、鏡  
をうつし鑄しめ、天目一箇の神の初子をして、劍をつく  
らう、む大和の宇陀の郡にして、此の兩種をうつしあり  
ためられき、これを護身の璽として、同殿に安置す、神代  
よりの寶鏡、および靈劍をば、皇女豐鋤入姫命につけて、  
大倭笠縫の邑といふところに、神籬を建て、あがめ奉  
らる、こまより、神宮、皇居、各別にちれり、其の後、太神の教  
ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひ  
たり、十年の秋、大彦命を北陸につらう、武渟川別命を

開元一彦坐一道主

任那の國使、この時の  
使者ハ、蘇那局此知ち  
り

東海に、吉備津彦命を西道に、丹波の道主命を丹波につ  
あそす、俱に印綬を給ひて將軍とす、將軍の名初  
めて見ゆ天皇の  
叔父武埴安彦命、朝廷を傾んとせりけき、將軍等  
をとめて、先追討せりめつ、冬十月に將軍發路す、十一  
年の夏、四道の將軍、戎夷を平らげゆるよ、復命す、六十  
五年秋、任那の國使を差して、御貢を奉る、筑紫を去るこ  
と二千餘里と  
ふ、天皇、天下を治めたまふこと六十八年、百二十歳おそ  
くまゝき

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神第二の子、御母ハ、御間城姫、大  
彦命、孝元の  
御子の女あり、壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城  
の宮にまゝす、す六の御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫にあ  
たりて、天照太神をいつき奉る、神のをへより、猶、國



標註不皇一

普及舎

千木高知ハ、宮殿の柱  
大ちちを云ひ、下津磐  
根に云々ハ、柱を地下  
に堅固にたつるをい  
ふ

々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度  
會郡五十鈴の川上に宮所をいめ、高天の原より千木高知  
り、下津磐根に大宮柱太敷立てし、志づまりまゝに、  
此の所ハ、むろゝ、天孫あまのりたまひしとき、猿田彦  
の神まわりあひて、我も、伊勢の國狭長田の五十鈴の川  
上にいさるべしと申ししところなり、大倭姫命、宮所  
をうづねたまひしに、太田命といふ人、又ハ興玉まわり  
あひて、このごさる城をへ申しき、六のみことハ、むろ  
の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かくて、中臣の祖、大鹿  
島命を祭の主とす、又、大幡主といふ人を、太神主にち  
給ふ、是より、皇太神とあめ奉りて、天下第一の宗廟に  
まします、此の天皇、天下を治め給ふ事九十九年、百四十

歳おろしまりき

第十二代、景行天皇ハ、垂仁第三の子、御母ハ日葉洲媛、丹  
波道主王のむすめなり、辛未の年即位、大倭の纏向の日  
代の宮にまします、十二年秋、熊襲をむきて貢奉らず、八  
月に天皇筑紫より幸りて、これを征し給ふ、十三年夏こと  
くくたひひげて、高屋の宮にまします、十九年秋、筑紫よ  
り還りたまふ、二十七年秋、熊襲又反きて、邊境をたぐり  
り、皇子小碓尊御年十六、幼より、雄略の氣まゝて、容貌  
魁偉、身の長一丈、力能く鼎をあげ給ひしり、熊襲をう  
たしめ給ふ、冬十月に、ひそらよかの國にいそり、奇謀を  
以て、其の梟帥取石鹿文と云ふものを殺し給ふ、梟帥不  
め奉りて、日本武と名づけ申したり、ことごとく、餘黨を

熊襲今の肥後の球麻  
郡大隅曾於郡ちちハ、  
この人種の住む旧  
地ちちるといふ

訂正 神皇正統記 卷

三十三

教育書博覽所



たひらげてあへり給<sup>ひぬ</sup>所々にして、あまこの悪神を  
 ころしつ、二十八年春、かへり申し給ひたり、天皇、其の功  
 成不めてめぐく給ふこと、諸子にことちり、四十年夏、東  
 夷おなくそむきて、邊境をさあぶらうまききバ、又、日本  
 武の皇子をつくら<sup>す</sup>吉備の武彦、大伴の武日、を左右の  
 將軍として、あひそへしめ給<sup>ひぬ</sup>十月、枉道して伊勢の  
 神宮にまうで、大倭姫命にまうり申し給<sup>ひぬ</sup>彼の命、神  
 劍をばづけて、つしめ、ちおこしりそとぞをへ給ひ  
 くら、駿河にいらる、賊徒、野に火をつきて害し奉んこ  
 とをまうりたり、火のいき不ひまぬりれごさうまら  
 に、もうせらる、藁雲の劍をまづりぬきて、うとそらの草  
 をちぢら<sup>ひぬ</sup>是より名をあらとめて、草薙の劍と云ふ、

日高見の國、常陸、風土  
 記、信太郡、此地、本日  
 高見國也とあり、又、近  
 喜式、山陸、奥國、桃生郡  
 日高見神社あり、故、  
 異説ありと記された  
 り  
 碓日阪云々、こゝハ日  
 本紀によりきたり、古  
 事記ハ、足柄山みて  
 のこととせり  
 吾孀ハヤ、吾孀ハわが  
 妻の義ユして、まやハ、  
 歎息の辭ちり  
 越の國ハ、今の北陸道  
 ちり

又、火うちをもち、火いづしてむらひ火をつけて、賊徒を  
 焼きあろはれおき、是より、船に乗り給ひて、上總にしこ  
 り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國<sup>そのとこ</sup>にいた  
 り、おとく、蝦夷を平らげ給<sup>ひぬ</sup>あへりて常陸を經、甲  
 斐にこえ、又、武藏上野を經て、碓日阪にいりて、弟橘姫  
 さいひし妻をしのび給<sup>ひぬ</sup>上總へわたりし時、風波あ  
 りいと海に入、東南の方を望みて、吾孀者耶とのたまひ  
 け、吉備の武彦をバ越の國につらして、不順のりの城  
 たひらげしめ給<sup>ひぬ</sup>尊ハ、信濃より尾張に出でたまひし  
 が、かの國に宮簀姫といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の  
 妹ちり、此の女をめして淹し留り給ひしあひど、五十



小蛇、古事記云、白猪  
とあひ給へりとまろ  
、日本紀にハ、大蛇と  
見えり

らちりと給ふ云々、後  
は天皇東國を巡狩し  
給ひしも、日本武尊の  
遺跡を觀んとおぼし  
てちり

昔の山に荒神ありと聞えりれば、劍をば、宮簀姫の家に  
とどめて、徒よりいでま<sup>す</sup>山神化して小蛇にちりて、道  
によこたをまり、尊又おえて過ぎたまひしに、山神毒氣  
をはきくらに、御心みどれにり、そまより、伊勢にうつ  
り給<sup>ふ</sup>能褒野と云ふところふて、御やまひをちるまどし  
くちりにりれば、武彦命をして、天皇よ事のよしを奏し  
て、終まかくま給ひぬ、御年三十ちり<sup>き</sup>、天皇きましめし  
て、のちりと給ふ事うぎりちり、群卿百寮にあふせて、伊  
勢國能褒野にをはめたてまつられし、白鳥ごちりて、  
大倭の國をさして飛び、琴彈原といふ所にとどま<sup>る</sup>、其  
の所に、又陵をほごめらま<sup>る</sup>、又、飛びて河内の古市ふ  
とどま<sup>る</sup>、其のとまろに、ま<sup>る</sup>と陵をほごめらま<sup>る</sup>、と、白

鳥ま<sup>る</sup>と飛びて天にのりぬ、依りて三の陵あり、かの草  
薙劍ハ宮簀姫あめ奉り、尾張にとどまり給<sup>ふ</sup>、今の熱  
田の神にま<sup>る</sup>す、五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の  
臣と<sup>す</sup>、五十三年秋、小碓尊の平けり國をめぐりみぢり  
んやとて、東國に幸し給<sup>ふ</sup>、十二月に、あづまよりあへり  
て、伊勢の綺の宮ま<sup>る</sup>ま<sup>る</sup>、<sup>す</sup>、五十四年秋、伊勢より大倭  
にうつり、纏向の宮に歸り給<sup>ふ</sup>、天下を治めたまふこと  
六十年、百六歳たを<sup>る</sup>ま<sup>る</sup>き

第十三代、成務天皇ハ、景行第三の子、御母ハ八阪入姫、八  
阪入彦皇子<sup>崇神の</sup>の女ちり、日本武尊、日嗣をうけ給ふ  
べり<sup>ふ</sup>に、世故もやくま<sup>る</sup>し、此の帝立ち給<sup>ふ</sup>  
<sup>ふ</sup>、辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にま<sup>る</sup>す



神武より十二代も大倭の國にまゝたりき景行天皇の末  
 つつと此の高穴穗にまゝなりこの時をいめて他  
 ともいふまゝ皇都なるあらじ  
 國にうつり給いぬ三十年の春武内宿禰を大臣とす大臣  
 是に初いぬ四十八年の春姪の仲足彦尊日本武尊をたて  
 まりぬ皇太子と給ひぬ天下を治めたまふこと六十二年  
 百七歳おとまりた

第十四代第十四世仲哀天皇ハ日本武尊第二の子景行  
 の御孫なり御母も兩道入姫垂仁天皇の女なり大祖神  
 武より第十二代景行までハ代のまゝに繼體したまいぬ  
 日本武尊世をやく給ひによりて成務是をつぎ  
 給いぬ此の天皇を太子としてゆづりまゝよりより代  
 と世とかなるはまゝより是よりハ世を本と記し奉

さくく、雄略記に  
 瑞鹿を訓めり

るべきなり代と世とハ常の義差別なりお  
 んためハ書き分るる但字書ハその繼體とを分別せ  
 あらざ代ハ更の義なり世ハ周禮の註に父死よて子立  
 つを世と云此の天皇御たちいとさく御た  
 け一丈まゝなり壬申の年即位此の御とき熊襲又  
 反亂して朝貢せず天皇軍をめてみづから征伐のた  
 め筑紫にむらひ給いぬ皇后息長足姫尊ハ越前の國筭飯  
 の神にまゝなりそれより北海をめぐりて行きあひ給  
 ひぬこゝに神ありて皇后にかたりてまつる是より  
 西に實の國あり打ちてまゝに給へ熊襲ハ小國なり  
 又伊弉諾伊弉冊のうら給へり國なきハうらとすそ  
 終にハまゝに給へり奉りるとありて天皇うらひ給  
 えず事ちりずして檀日の行宮にしてあくれたまいぬ長



穴戸ハ長門の旧名ナリ

開化天皇一彦坐王

山代之大筒木鼻若

王

迎迓米雷王

后 息長宿禰 神功皇

門におはめ奉<sup>る</sup>こまを穴戸豊浦の宮と申<sup>す</sup>天下を治  
 め給ふ事九年五十二歳おま<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>き  
 第十五代神功皇后ハ息長宿禰の女開化天皇四世の御  
 孫ちり息長足姫尊と申<sup>せ</sup>仲哀た<sup>る</sup>皇后と<sup>し</sup>給ひ  
 き仲哀神のを<sup>し</sup>へによ<sup>ら</sup>ず世をま<sup>や</sup>く<sup>し</sup>給ひ<sup>ら</sup>ば  
 皇后いきご<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>て七日ありて別殿をつくり齋<sup>ま</sup>  
 こもらせ給<sup>ふ</sup>此の時應神天皇は<sup>ま</sup>ま<sup>り</sup>せま<sup>り</sup>  
 かり神<sup>ら</sup>りてはま<sup>り</sup>の道を<sup>し</sup>へ給<sup>ふ</sup>この神ハ  
 表筒男中筒男底筒男ちりとらん名のり給ひ<sup>ら</sup>る是ハ  
 昔伊弉諾尊日向の小戸の櫓ヶ原にみそぎ<sup>し</sup>給ひ<sup>ら</sup>時  
 化生<sup>し</sup>ま<sup>り</sup>ち<sup>り</sup>神ちり後<sup>ら</sup>ハ攝津の國住吉にいつか  
 ま<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>神これちりかくて新羅百濟高麗<sup>の</sup>三ヶ國  
 を三韓と云

皇子を誕生す天皇の  
 崩御ハ九年二月に  
 て皇子の誕生ハ十二  
 月あり

廢後忍熊の二王ハ大  
 中津比賣の御腹<sup>に</sup>生  
 られ給へる御子たち<sup>な</sup>  
 り

ふ正ハ新羅に<sup>り</sup>ぎ<sup>る</sup>べき<sup>く</sup>辰韓馬韓弁韓をすべて新  
 羅といふち<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>れどふる<sup>く</sup>より百濟高麗をく<sup>ち</sup>へ  
 て三韓といひを<sup>ら</sup>ち<sup>り</sup>ま<sup>り</sup>給ひ<sup>き</sup>海神<sup>の</sup>ち<sup>り</sup>あ  
 ら<sup>る</sup>御船を<sup>は</sup>き<sup>て</sup>守り申<sup>し</sup>ら<sup>る</sup>バ思のぶとくか  
 の國を<sup>し</sup>ひ<sup>ら</sup>げ給<sup>ふ</sup>神代より年序久<sup>く</sup>つもれり  
 にか<sup>く</sup>神威をあ<sup>ら</sup>る<sup>し</sup>給ひ<sup>ら</sup>り<sup>て</sup>筑紫に<sup>あ</sup>り<sup>て</sup>  
 皇子を誕生<sup>し</sup>給ひぬ應神天皇よ<sup>て</sup>ま<sup>り</sup>す神の申<sup>し</sup>  
 給ひ<sup>ら</sup>によりて是を胎中天皇と<sup>し</sup>申<sup>す</sup>皇后攝政<sup>し</sup>て  
 辛己の年より天下を<sup>あ</sup>ら<sup>せ</sup>給<sup>ふ</sup>皇后未筑紫<sup>よ</sup>ま<sup>り</sup>ま  
 一<sup>し</sup>時皇子の異母の兄忍熊王謀叛をおこ<sup>し</sup>て禦ぎ申  
 はん<sup>ど</sup>り<sup>ら</sup>れば皇子を<sup>ば</sup>武内大臣に<sup>い</sup>だ<sup>ら</sup>せ<sup>た</sup>て<sup>ま</sup>  
 つり紀伊の水門につけ皇后ハ<sup>す</sup>ぐに難波につき給ひ  
 て程なく其の亂を<sup>た</sup>ひ<sup>ら</sup>げ<sup>ら</sup>る<sup>に</sup>き皇子お<sup>ど</sup>る<sup>び</sup>給



標註 新編 山經 卷

彼の國云々  
大矢田宿祢を留めて  
鎮守將軍と給ひし  
倭國の女王云々この  
こと我が國史に見え  
ず或ハ燕襲などの自  
王と稱して使をつか  
せせるハあらず

ひくくバ、皇太子とす武内大臣專朝政を輔佐し申しけ  
る大倭の磐余稚櫻の宮にまゝす是より三韓の國年  
ごとに御調をそちへ此の國よりも彼の國に鎮守のつ  
らちをおうれくバ西蕃相通して國家とまはるる  
りき又もろこしへえ使をつつささるるふや倭國の  
女王遣使來朝すと後漢書にみえり元年辛巳の年ハ  
漢の孝獻帝二十三年にあはる漢の代はどまりて十四  
代と云ひし時王莽といふ臣位をうをひて十四年あり  
き其の後漢にへりて又十三代孝獻のときに漢ハ滅  
びよき此の御代の十九年己亥に獻帝位をとりて魏の  
文帝にゆづらる是より天下一つにあはるて魏蜀吳と  
ちり吳も東によさる國なれば日本の使も先通はる

道々のたぐい云々應  
神天皇の朝は倭江女  
を求めし雄略天皇  
の朝に漢織吳織ちと  
をめし給ひしこと  
をいふ

此の時百濟より云々  
十五年百濟より阿直  
岐を奉り太子菟道稚  
郎子之を師とし學び  
給ふ又明年壬仁を奉  
り論語及千字文を貢  
せる由日本紀にい  
たり

にや吳の國より道々のそくまるとまてもわとほきき  
又魏の國も通せられりともえたり四十九年乙酉  
といひし年魏又滅びて晉の代にうつりよき蜀の國ハ  
未だ魏のためならず不さき吳ハ魏よりのちまてあ  
りしハ應神十七年辛丑晉のためならずほされよき此  
の皇后天下を治めまふこと六十九年一百歳おけ  
まゝりた  
第十六代第十五世應神天皇ハ仲哀第四の子御母ハ神  
功皇后ちり胎中の天皇とも又ハ譽田天皇ともなづけ  
奉る庚寅の年即位大倭の輕島豐明の宮にまゝす此  
の時百濟より博士をめし經史をつつへらる太子以下  
是を學びちりひき此の國に經史および文字拔もちふ  
る事ハこれよりはずまきつりとぞ異朝の一書の中に日

訂正 神皇正統記 卷







肥後恐らくハ豊前の誤りしん菱形の地ハ豊前なれバちり

肥後恐らくハ豊前の誤りしん菱形の地ハ豊前なれバちり

託宣ありき孝謙天皇天平勝寶元年十一月巳酉八幡大神託宣向京と續日本紀に見え

て神とありはきて、筑紫の肥後の國、菱形の池といふ所、  
あらしれ給<sup>ひぬ</sup>我ハ人皇十六代、譽田の八幡丸ちりとの  
給ひき、譽田ちりとの御名、八幡ハ垂迹の號ちり、後に、豊  
後國宇佐の宮に志づまり給ひ、聖武天皇東大寺を  
建立の後、巡禮し給ふべきよし託宣ありき、依りて、威儀  
をととのへて迎へ申<sup>まを</sup>又神託ありて御出家の儀あ  
りた、やがて彼の寺は勸請したてまつら<sup>まを</sup>されど猶、勅  
使ちきバ宇佐にまわりき、清和の御時、大安寺の僧行教、  
宇佐にまうでたてり、に、靈告ありて、今の男山石清水  
にうつりま<sup>まを</sup>爾來、行幸も奉幣、石清水にあり、一  
代一度宇佐へも勅使をたてまつる、むろ、天孫あま  
くだり給ひ、とき、御供の神八百萬ありき、大物主の神

三業身口意をいふ

密教ハ、真言宗をいふ

ちとてへて天への不れり、も、八十萬の神といへ、今  
までも、幣帛を奉らる、神、三千餘坐ちり、志るるに、天照  
太神の宮にちりびて、二所の宗廟とて、八幡をあふぎ申  
はる、こと、寂たふとた御事ちり、八幡と申す御名ハ、御  
託宣に、得道來不動法、性示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆  
生、故號八幡大菩薩とあり、八正とハ、内典に、正見正思惟  
正語正業正命正精進正定正惠是を八正道とい<sup>は</sup>お  
よそ、心正ちきバ身口ハおのづから清まる、三業に邪ち  
くして、内外真正ちるを諸佛出世の本懐と<sup>は</sup>神明の垂  
迹も、ま、是がためちるべし、ま、八方に八色の幡を、  
つるちとあり、密教のち、ひ、西方阿彌陀の三昧耶形ち  
り、その故にや、行教和尚にハ、彌陀三尊の形にてえは

訂正 申是正統記上卷

四十

教育書專賣所



標註 不 等 山 終 言 一 卷

せ給ひたり、光明袈裟の上に入りつゝせまゝくくを  
頂戴して、男山に安置し申しけるとぞ、神明の本地を  
いふ事ハ、たゞのち々ぬたぐひおろそきど、大菩薩の應  
迹をむらゝより、あきろちるる證據たてますや、或  
ハ又、昔於靈鷲山説妙法花經とも、或も彌勒ちりごも、大  
自在王菩薩ちりとも託宣したまふ、中にも、八正の幡を  
たて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よくよく、思ひ入  
りてつうまつるべきにや、天照太神も、唯正直をのこ  
御心とたまへる、神鏡を傳へまゝ、事のむらゝり  
ハ、はきも志るゝぬ、まゝ、雄略天皇二十二年の冬十一  
月、伊勢の神宮の新嘗のまつり、夜ふけてかゝへの人  
々まうりいで、後、神主物忌らむのりご、まうりたり

に、皇太神、豊受の太神、倭姫命にうゝて、託宣し給ひ  
ふ、人をすちもち天下の神物ちり、心神をやぶる事ちの  
れ、神をたろゝに祈禱を以てはきと、冥ハ、くもふるに  
正直を以て本とすごあり、同二十三年二月に、くさねて  
託宣し給ひに、日月ハ四洲をめぐり、六合をてらすと  
いへども、正直の頂をてらまべきちり、はれば、二所宗廟  
の御心をまゝんと思ふ、唯正直をはきとすべきちり、  
凡、天地のあひど、ありとある人、陰陽の氣をうけたり、不  
正にしてはたつべり、おとさるに、此の國ハ神國を  
れば、神道にたかひてハ、一日も日月をいゝくまうき  
いもまちり、倭姫の命、人よをへ給ひくらハ、黒き心ち  
くして、丹心をもちて、清く潔く齋々慎み、左の物、右に

神皇正統記止卷

四十一

敬育書傳讀所



標記不詳

音及舎

古の聖人云々中庸の語より

うつはず、右のものを左にうつさずして、左を左ごとく、右を右とし、左にあらへり、右よめぐることも、萬事たがふ事なくして、太神につらうまつれ、元々本々の故ありとなん、誠ふ、君に仕へ神まつりへ、國を治め、人賊をへんたごとく、かゝるべしとぞおゆる、少くとも心よゆるす所あれば、おほきにあやまる本とあら、周易に、霜を履いて堅氷に至ると云ふこと、孔子釋して宣く、積善の家は餘慶あり、不積善の家には餘殃あり、君を殺し、父を殺すこととぞ、一朝一夕の故あらはずといへり、毫釐も、君をゆるらせしする心をきばすものを、必亂臣とあら、芥蒂も、親をおろそりにせらるるかゝちあらぬもの、はくして賊子とあら、此のゆゑに、古の聖人、道は須臾もをちらべら

らび、もなるべき道にあらずと説たり、但、其の末をわまちびて、源をあきらめられ、事にのぞいて覺えゆるあやまりあり、其の源と云ふを、心よ一物をたくをへざるをいふ、志あるも、虚無の中にどぶまるべしとぞ、天地あり、君臣あり、善惡の報、影ひなきのこと、おのまぶ欲をすて、人を利するをばれとて、境々に對すること、鏡の物をてらまがむとく、明々としてまよをさらんを、まことの正道と云ふべきにや、代々たまりとて、みづからいやしむべしとぞ、天地のはじめ、今日を始とする理あり、志ののちとぞ、君も臣も、神をほることこそ、不からず、つねに、眞の知見をあらへり、神の本誓をさくして、正に居せんことを心ざし、邪をばらんと、人事を思ふべし

訂正申是正厄己上卷

四十二 敬育書專賣所在日及舎



兄の太子連云々皇兄  
大山守命皇太子を被  
奉りて天下を得ん  
と云うれい

第十七代、仁徳天皇ハ、應神第一の子、御母ハ仲姫命五百  
城入彦皇子景行の御子の女あり、大鷦鷯尊と申サ、應神の御  
時、菟道稚郎子と申ハ、寂末の御子にてまハ、  
を、うつくし給ひて、太子にたてんとおぼしめし、  
兄の御子達、うけがひ給ふを、此の天皇、ひとり  
けがひ申し給ひしによりて、應神悦びまハ、菟道稚郎  
子を太子とシ、此の尊を輔佐にちん定め給ひ、  
かくれまハ、御兄たち、太子をうハ、  
れしを、此の尊はとりて、太子と心を一にハ、  
誅せられにき、茲に、太子天位を、尊にゆづり給ひ、尊か  
くいなハ給ハ、三年にちるまで、たがひまゆづりて、位を  
むハ太子ハ、山城の宇治にまハ尊ハ、攝津の難波

高津宮  
攝津東成郡安福寺阪  
の北、小祠の邊、真田山  
の東ありといふ

高屋云々  
日本紀竟宴歌集に、得  
大鷦鷯天皇左大臣從  
二位兼行左近衛大將  
藤原朝臣時平  
たうどのまのぼりて  
みれば、あめハた  
もよけりて、い

にまハ、國々の御つぎ物も、あハ、  
らずして、民の愁となれり、太子ハ、  
ひぬ、尊、おどろきちげき給ふことかぎり、  
られまハ、すべき道ちるね、癸酉の年即位、攝津國難波高  
津宮にまハ、日嗣をうけ給ひしより、國をハ、  
をあたまきと給ふこと、ためしハ、  
民間のまづハ、き事をたハ、三年の御調をとハ、  
れぬ、高殿にのりて見給へば、まハ、  
よりて、高屋に、のぼりて見まハ、  
きまハ、ひにハ、とぞよまハ、  
ゆるりまハ、くれ、宮の中やぶきて、雨露もたまハ、  
の衣やつきて、そのよハ、全からハ、帝ハ、おきを



とみゆら... 既... 天皇の御製とす... 歌を誤りて御製とせ... 事記等... 見えぬ...

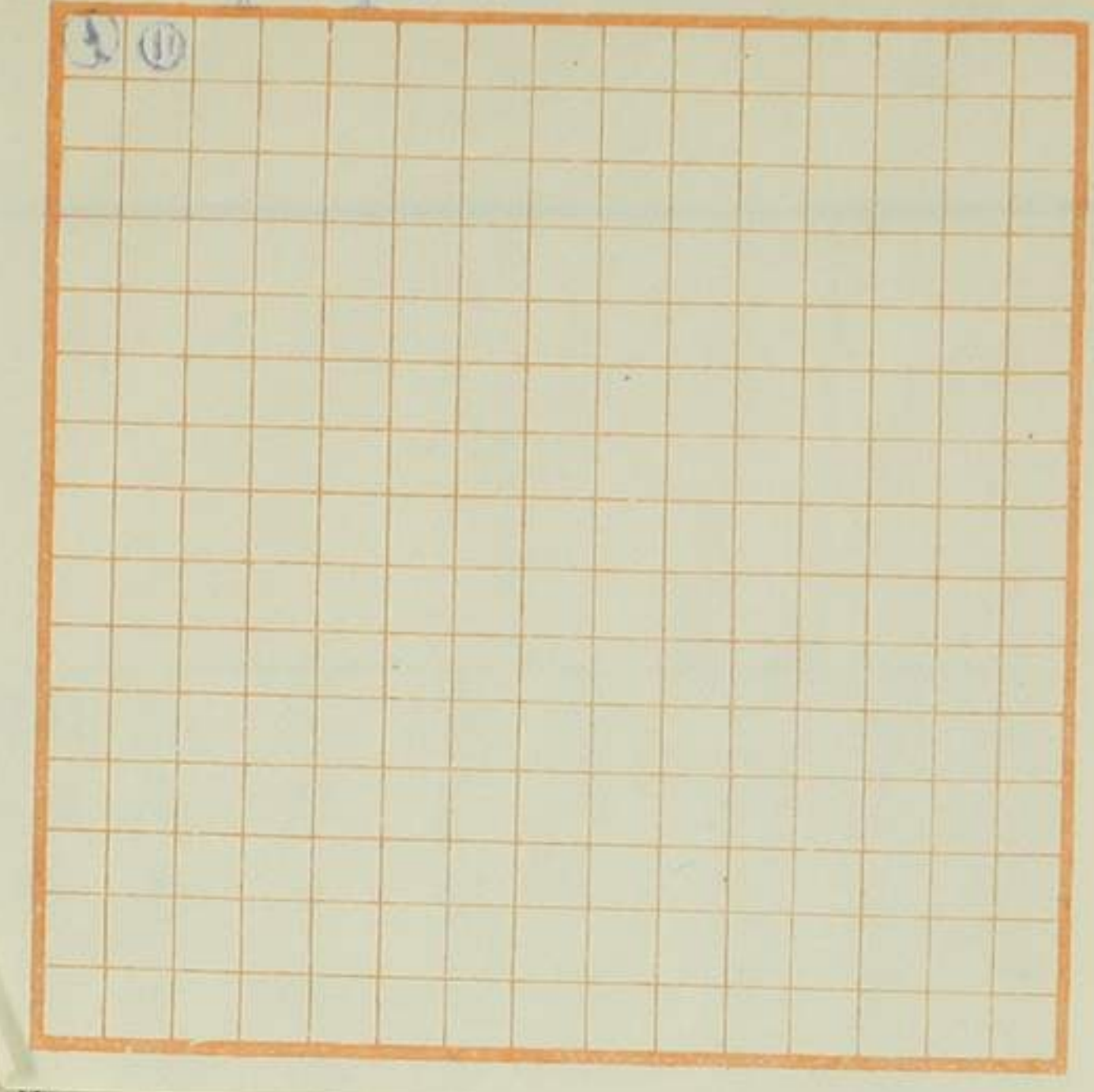
の... とらんお... かくて、六年といふ... 國々の民おの... まわりあつまりて、大宮つく... 色々の御調をそなへけ... ありご... かり御政ちるべ... 天下を治め給ふ事八十七年、百十歳お... ま... き第十八代、履中天皇ハ、仁徳の太子、御母ハ磐之姫命、葛城襲津彦の女ちり、庚子の年即位、又大倭の磐余稚櫻宮よま... 後の稚櫻の宮と申... 天下を治めたまふ事六年、六十七歳おけ... ま... き第十九代、反正天皇ハ、仁徳第三の子、履中同母の弟ちり、丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮よま... 天下を治め給ふ事六年、六十歳お... ま... 第二十二代、允恭天皇ハ、仁徳第四の子、履中反正同母の弟

ちり、壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にま... 此の御時までハ三韓の御調、年々にか... 是よ... 是後ハ、常にお... たりとらん、八年己未にあ... たり一、年もろ... の昔おろびて、南北朝と云ひ、宋齊梁陳あひつ... きてお... 是を南朝と云ひ、後魏北齊後周つぎ... にお... を北朝とい... 百七十餘年ハ... びてたちたりき、此の天皇、天下を治め... 事四十二年、八十歳お... ま... き



標註和皇正統記上卷  
普及

年10月



正統記上卷終  
1929. 6. 8. K.T

明治二十五年一月廿三日 印刷  
同 年一月廿五日 出版

版權  
所有

著者  
著者  
發行者  
印刷者  
發兌

東京小石川區西江戸川町一番地  
今泉定  
東京牛込區水道町四十二番地  
畠山  
東京神田區柳原河岸十四番地  
辻 敬  
東京下谷區練塀町六十八番地  
沼尻 為  
東京神田區柳原河岸十四番地  
普 及

介 健 之 作





標註正統記上卷

訂正神皇正統記上卷終

1929. 6. 8. K.T

明治二十五年一月廿三日 印刷  
同 年一月廿五日 出版

版權所有

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

介

著者

東京牛込區水道町四十二番地

畠山

東京神田區柳原河岸十四番地

辻 敬

敬

印刷者

東京下谷區練塀町六十八番地

沼尻 為

發兌

東京神田區柳原河岸十四番地

普及

作

之

健

